

(平成22年8月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	35 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	23 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	72 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	53 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 11 月から 49 年 2 月まで
② 昭和 50 年 4 月から同年 7 月まで
③ 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私が 20 歳になった時、母が私の国民年金加入手続を A 市役所 B 支所でしてくれた。申立期間①及び②の国民年金保険料は、私が母に渡していた生活費の中から、母がその納付に充ててくれていた。昭和 50 年から 51 年ころまでに、私は住所地を実家の住所から知人宅の住所に 3 か月程度移動していたことがあり、その後、住所地を元の実家の住所に戻したが、この住所地の移動があった以前の、母が納付してくれていた申立期間①及び②の保険料が未納となってしまう。

また、申立期間③は、口座振替により定期的に国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は、口座振替により定期的に国民年金保険料を納付していたと思うとしているところ、申立期間③当時は、A 市では口座振替により保険料を納付することが可能であった。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年4月ころに払い出され、51年2月に国民年金被保険者となってから現在に至るまで、申立期間③を除き、申立人は国民年金保険料をすべて納付しており、3か月と短期間である申立期間③の保険料を納付できなかった特段の事情は見当

たらない。

- 2 申立期間①及び②について、申立人は、昭和 50 年から 51 年ころまでに、一時的に住所地を実家の住所から知人宅の住所に 3 か月程度移動していた期間があったとし、この住所地の移動以前の、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていると申述しているが、申立人が住所地を知人宅の住所に移動した時期は、住民票から 58 年 3 月ころであることが確認でき、申立人の申述とは相違している。

また、申立人の国民年金加入手続と、申立期間①及び②の国民年金保険料納付を行っていたとするその母は既に亡くなっており、証言を得ることができない上、申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 51 年 4 月ころに払い出され、同年 2 月から国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前の申立期間①及び②は未加入期間となっていることから、両申立期間は制度上国民年金保険料を納付することができない期間である上、その払出時点からすると申立期間①のうち 48 年 12 月以前の期間は時効により保険料を納付できない期間となっており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで

自宅に保管していた国民年金保険料の領収証書から、申立期間の保険料を昭和48年6月と49年1月に重複して納付していることが分かった。その重複納付した保険料について、当時、還付の手続をした記憶は無く、還付された記憶も無い。社会保険事務所（当時）で調査してもらったところでは、申立期間の保険料が49年9月18日に還付されている記録があるとのことだが、私が所持している国民年金手帳には申立期間の還付について記載があるものの、日付が49年9月2日と社会保険事務所が回答した日付とは異なっている上、還付金の振込先の金融機関名も不明としており、振込先が分からないとしているにもかかわらず、申立期間の保険料が還付されているとすることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅に保管していた領収証書から、申立期間の国民年金保険料を昭和48年6月と49年1月に重複納付していたことが分かり、申立期間の保険料について、当時還付の手続を行ったことや還付された記憶も無いと申述しているところ、申立人が所持している領収証書から申立期間の保険料を重複納付していることが確認できる。

また、A市被保険者名簿及び申立人が所持している国民年金手帳には、申立期間の還付に係る記載が確認でき、その記載から、申立人は昭和49年9月ころに申立期間の還付に係る手続を行っていたものと推認されるが、国民年金被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間の還付処理が適切に行われていれば記載されるべき申立期間の還付に係る記載が見当たらず、社会

保険事務所において申立期間の還付に係る一連の事務処理が行われていたとは認め難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び39年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和39年4月から40年3月まで

昭和35年10月に父に勧められて国民年金に加入することにし、加入の手續及び保険料の納付は、父がしてくれた。保険料を納付してくれた父は既に亡くなっているが、父及び母の保険料と一緒に私の保険料を父が納めていたと母が言っている。申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、その父が国民年金への加入手續及び保険料の納付をしてくれたとしているところ、申立期間①及び②の保険料を納付したとするその父は国民年金制度が発足した昭和36年4月から保険料の納付を開始し、申立期間①及び②の保険料も含めて60歳に至るまでのすべて期間の保険料を納付していることから、その父の保険料納付意識が高かったものと認められる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年2月にその父及び母と共に連番で払い出されており、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付が可能である上、その父が、24か月と比較的短期間である申立期間①及び12か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から61年3月まで

私は、昭和59年6月に結婚後、申立期間に係る国民年金保険料納付の催告書を受け取ったため、夫とともにA区役所を訪れ、未納分の国民年金保険料を現金で納付した。年金制度には昔から関心があり、生活が苦しい時も納付は続けてきた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年6月に結婚後、その夫とともにA区役所を訪れ、未納分の国民年金保険料を現金で納付したとしているところ、申立人は、国民年金保険料納付の催告書を受け取り、その催告書について電話で問い合わせたこと、窓口の男性の担当者から、「61年4月の3号制度開始以後は、ご主人が退職されない限り、保険料を納付する必要はありませんよ」と言われたこと、納付に際してメモを受け取ったことなどを記憶しており、申立内容は、具体的かつ詳細であり、信憑性^{ひょう}が高いと認められる。

また、申立人の年金手帳及びオンライン記録から、結婚と同時期の昭和59年6月に任意加入していることが確認できる上、申立人が、保険料をさかのぼって納付したと申述する61年3月から同年6月ころまでの時点では、申立期間は納付可能な期間である。

さらに、申立人は、国民年金に加入後は、申立期間以外に未納は無く、納付意識が高い上、申立人が、22か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 2 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月から同年 7 月まで

結婚したころ（昭和 43 年 10 月ころ）に、今まで納付していなかった保険料を A 市役所（現在は、B 市役所）で計算してもらい、夫がさかのぼって一括納付した。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚したころに、今まで納付していなかった国民年金保険料を申立人の夫が一括納付したと主張するところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 44 年 2 月 25 日に払い出され、申立人提出の国民年金手帳も同日に発行されているが、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び国民年金手帳の国民年金印紙検認記録によると、申立期間直後の 40 年 8 月から 45 年 3 月までの期間の保険料は、44 年 3 月 31 日に納付されており、納付保険料の一部は時効後の納付となっている。

なお、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、申立期間に係る保険料が昭和 44 年 3 月 31 日に納付されたことを示す日付が押印されているものの、当該記録は線で消されており、申立期間に係る保険料が還付された記録も確認できない。

また、申立人の保険料を納付したとするその夫は、20 歳到達と同時に国民年金に加入し、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から保険料を納付しており、1 か月を除いて未納期間は無い。

さらに、申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間以降において未納期間は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで
昭和 62 年 4 月に仕事を始め、夫の扶養から外れることになったため、62 年 4 月ころ、A 市役所において自分で国民年金と国民健康保険の加入の届出を行い、以後、銀行を通じて保険料を納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、昭和 62 年 7 月 17 日付けで国民年金の任意加入被保険者となっているが、申立人の年金手帳の「被保険者の種別等の変更があった日」欄には、62 年 4 月 2 日と記載され、「被保険者の種別」欄の任意加入の箇所に丸印が付けられるとともに、「A 市」の印が押されている。

また、申立人は、申立期間の保険料について、「申立期間を含む昭和 62 年度の保険料は、毎月ではなく、数か月分若しくは 1 年分をまとめて納付していた。納付場所は、B 地の C 銀行 D 支店等の金融機関のいずれかだと思う。」としているところ、A 市は、「市報を確認したところ、昭和 61 年 4 月以降、納付書は各月別のものを発行していたが、現年度保険料であれば、数か月分をまとめて収納することも可能だった。62 年当時の A 市の収納代理金融機関は確認できないが、市内にある金融機関は、どこでも利用できるようにしていた。」としており、申立人の供述は整合的である。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間以外に未納期間は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から43年3月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月から43年3月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで

昭和41年10月ころA区からB市に引っ越してきた後、申立期間①及び②の国民年金保険料をB市役所内の銀行やC農協で一括納付したと思う。

また、申立期間①のうち昭和42年4月から同年9月までについては持っている年金手帳の印紙検認記録欄に納付印が押してある。

納付したはずの申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金加入期間中に未納は無く、60歳到達以降も高齢任意加入するなど、納付意識は高かったと考えられる。

2 申立期間①について、同期間の直前は過年度納付され、直後は特例納付されており、申立人が同期間の保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

また、申立期間①のうち昭和42年4月から同年9月までについては、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄に「納」の印が押され、B市の国民年金被保険者名簿では42年4月から同年8月までが納付済みとなっており、申立人に係る行政側の記録管理に不備がみられ、申立期間①について未納の記録となった可能性も否定できない。

3 申立期間②について、申立人は、申立期間②直前の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの分を 46 年 6 月に過年度納付しており、その時点では申立期間②も過年度納付が可能である。

また、申立人は、昭和 45 年 4 月 2 日発行の国民年金手帳を所持しており、申立期間②当初に B 市役所で納付手続をしたと推認されることから、納付手続を行いながら、納付しなかったとは考え難い。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年6月まで

私は、平成20年7月ころ当時の勤務先で従業員の年金加入状況を確認してくれた時に国民年金加入期間と納付期間が合わないことに気付いた。

私は、申立期間当時、元夫の銀行口座から夫婦二人分の保険料を引落しており、未納の通知等を受けた記憶も無いので納めていたはずである。申立期間が未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料について、申立人は、昭和53年4月に国民年金に加入して以降、国民年金加入期間中に申立期間以外未納が無く、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間について申立人の元夫の保険料も納付済みである上、申立人が申立期間の保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び44年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和44年1月から同年3月まで

私は、昭和38年分から国民年金保険料の納付を始めた。その後、未納があると言われ、申立期間①については第1回特例納付の時に夫の分と一緒に自分の分も市役所で保険料を納付したはずである。また、申立期間②についても定期的に納付していたはずであり、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、A市役所から未納があると言われ、その夫の分と一緒に国民年金保険料を特例納付したと申し立てしているところ、申立人と同時に特例納付を行ったとする夫の特殊台帳には、申立内容のとおり、昭和36年度から43年度まで特例納付を行っている記録があり、申立人の夫も「当時、さかのぼって自分の分と一緒に納付した。」と供述しており、申立内容は、信憑性^{びよう}があると認められる。
- 2 申立期間②について、申立人は、定期的に納付していたはずとしているところ、3か月と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特別な事情はみられない。
- 3 申立人及びその夫は、申立期間以外は、すべて国民年金保険料を納付しており、納付意識は高いと思われる。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金保険料については、私が結婚するまでは両親が納付してくれたが、昭和 50 年 3 月 * 日に結婚してからは自分で納付するようになった。その結果、申立期間について、両親が集金人を通じて納付した分と、私が納付書により A 組合 B 支店で納付した分が重複していると思うので、重複納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その両親が集金人を通じて納付した分と、申立人自身が納付書により A 組合 B 支店で納付した分が重複納付となったと主張しているところ、申立人は、昭和 48 年 6 月から 50 年 3 月までの期間について集金人名が押印された国民年金手帳預り兼徴収カード、「規則検認により納付済 自昭和 49 年 4 月 至昭和 50 年 3 月」と押印された国民年金手帳及び 50 年 3 月 18 日付けで申立期間の保険料を収納したことを示す A 組合 B 支店の領収印が押された昭和 49 年度国民年金保険料納入通知書兼領収書を所持しており、申立内容に信憑性が認められる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間の国民年金保険料を還付した記録は無く、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 53 年 4 月

私が 20 歳になった昭和 43 年ころ、母が A 市役所で私の国民年金の加入手続をしてくれ、母が自分たち夫婦の保険料とともに一緒に納付してくれていた。母が「全部まとめて納付して、これでほっとした。」と言っていたのを記憶しており、私の国民年金保険料を納付したことに関する発言であった可能性も考えられる。

また、昭和 52 年 5 月から 53 年 3 月までの期間は、B 年金事務所に、未納から納付済みに記録訂正してもらったが、その直後の 1 か月が未納となっている。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、この期間に未納は無いはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の任意加入被保険者の資格取得日から昭和 50 年 10 月から同年 11 月ころまでに払い出されていると推認でき、その払出時期からすると申立期間②の国民年金保険料は納付が可能で、1 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できない特段の事情は見当たらず、一緒に保険料を納付していたその母は、同期間は納付済みである。

また、申立期間②直前の昭和 52 年 5 月から 53 年 3 月までの期間は、平成 22 年 5 月 17 日に B 年金事務所により納付記録の追加訂正が行われているところ、その訂正は申立人の所持する年金手帳、被保険者台帳

(旧台帳)及びオンライン記録では、本来国民年金被保険者資格喪失日が昭和53年5月25日であるところが、52年5月25日と間違っていて処理されていた記録及び昭和52年度の国民年金保険料がすべて納付済みであったものが、誤った資格喪失処理により誤還付された記録となっていたものを訂正したものと確認できる。このように申立期間②の直前の記録に行政側の不備が認められることから、申立期間②についても何らかの事務過誤により納付済みであったものが未納とされた可能性も否定できない。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、20歳になった昭和43年ころ、その母がA市役所で国民年金の加入手続をし、保険料はその母が自分たち夫婦の分とともに納付してくれていたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の任意加入被保険者の資格取得日から昭和50年10月又は同年11月に払い出されていると推認でき、その時点は第2回特例納付実施期間中であり、過年度納付と併せて申立期間①の大部分は国民年金保険料を納付することが可能な時期であるが、申立人自身は申立期間①の保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付をしてくれたとするその母は既に他界している上、申立人自身は、その母が納付したとする保険料額等の記憶が無く、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①を第2回特例納付で納付したとすると、申立期間①のうち、昭和48年4月から同年6月までの期間については、第2回特例納付可能期間外であり、国民年金手帳記号番号払出時点では時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年10月から37年2月まで
② 昭和40年10月
③ 昭和45年7月から47年12月まで

申立期間①については、私は、20歳（昭和36年）当時短期大学に在学していたが、就職するまでは両親が私の国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたはずである。

また、申立期間②については、会社を退職し厚生年金保険から国民年金への切替手続をした時の1か月が未加入期間となっているが、きちんと手続をしたはずであり、1か月未加入となっているのはおかしい。

さらに、申立期間③については、結婚しA市及びB市に居住していたときであり、夫が強制加入から任意加入への種別変更手続、住所等の変更手続及び保険料納付を行ってくれていた。

申立期間の国民年金保険料が未納及び未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は、結婚しA市及びB市に居住していたときは、その夫が強制加入から任意加入への種別変更手続、住所等の変更手続及び保険料納付を行っていたとしているところ、申立人の所持する年金手帳（再交付）、被保険者台帳（旧台帳）、オンライン記録及びC市の被保険者名簿兼検認票から、昭和45年5月26日に資格種別が強制から任意に変更され、同年5月及び同年6月の保険料は納付されていることから、同時期に国民年金種別変更手続をしていることは明らかで

あり、同手続をしたにもかかわらず2か月のみ保険料を納付し、その後申立期間③の保険料を納付しないのは不自然である。

また、申立期間③直後の昭和48年1月から50年3月までの国民年金保険料は、51年1月29日に2年間の時効を超えて徴収されていることから、未納期間を無くすために時効を超えた収納をしたと考え、申立期間③は納付済みであった可能性も否定できない。

- 2 申立期間①について、申立人は、20歳になった昭和36年*月から就職する37年2月までの短期大学在学中について、その両親が国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたとしているが、申立人自身は、申立期間①の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしてくれたとするその両親は既に他界しており、申立期間①の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の任意加入被保険者の資格取得日から昭和40年12月から41年1月ころまでに払い出されていると推認できることから、申立期間①の国民年金保険料はさかのぼらなければ納付できないが、その当時学生は任意加入であり、国民年金加入手続前の保険料はさかのぼって納付することができなかった期間である上、申立期間①当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間②について、申立人は、会社を退職し厚生年金保険から国民年金への切替を日を置かずきちんと手続をしたはずであり、1か月未加入となっているのはおかしいとしているが、申立人が所持している年金手帳、C市の被保険者名簿兼検認票及び被保険者台帳（旧台帳）には、申立人の厚生年金保険資格喪失日は昭和40年10月31日、国民年金被保険者資格取得日は、その翌日の同年11月1日となっていることが確認でき、申立期間②は未加入期間であり、制度上国民年金保険料を納付できない期間である。なお、申立人は、制度上申立期間②が国民年金の被保険者期間となることを認識していなかったとも考えられる。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から47年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を昭和21年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月1日から22年6月1日まで

私は、昭和21年10月1日から27年3月25日までA社のC本店でD課E係員として勤務し同年10月4日に同社のF出張所で退職した。社会保険庁（当時）の記録によると、21年10月1日から22年6月1日までの記録が無い。申立期間は厚生年金保険に加入して保険料を控除されていたと思うので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの提出した「職員原簿」によると、申立人は、昭和21年10月1日に同社本店に入社しD課に勤務、27年3月26日にF出張所に異動、27年10月4日に退職と記録されていることから、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の記録は、資格取得日が昭和22年6月1日で資格喪失日が27年3月26日になっているものの、株式会社Bは、「当時の厚生年金保険の手続について、届出書類が残っていないため確認はできないが、正社員は入社日に厚生年金保険被保険者資格の取得手続きを行い、当然厚生年金保険料を給与から控除して納付していたはずである。」としている。

さらに、同僚12人に照会を行い7人から回答があり、そのうちの5人の同僚は「申立人は、申立期間に勤務していた。」と供述しており、5人

のうちの3人の同僚は「自分は入社日から社会保険に加入しており、正社員はすべて入社日から社会保険に加入していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人の同年代の同僚の記録から、昭和21年10月から22年5月までは600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成9年8月から同年11月までは56万円に、同年12月から10年2月までは19万円に訂正することが必要である。

また、申立人の資格喪失日は平成10年4月6日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成10年3月の標準報酬月額については19万円とすることが妥当である。

さらに、申立人は、申立期間②のうち平成10年11月1日から12年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を10年11月1日、資格喪失日に係る記録を12年1月1日に訂正し、当該期間における標準報酬月額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年8月1日から10年3月31日まで
② 平成10年3月31日から12年3月31日まで
社会保険庁（当時）の記録によれば、有限会社Aにおける標準報酬月額が大幅に引き下げられており、また、勤務していた期間も一致しない。申立期間①の標準報酬月額を正しい記録に訂正し、また、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録（被保険者資格記録照会回答票

(訂正・取消済資格記録))によると、申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年8月から同年11月までは56万円、同年12月から10年2月までは19万円と記録されていた。

しかし、オンライン記録では、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年3月31日以降の同年4月6日に、申立人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、9年8月から10年2月までは9万2,000円に訂正されていることが確認でき、社会保険事務所(当時)において、このような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成9年8月から同年11月までは56万円、同年12月から10年2月までは19万円とすることが必要であると認められる。

- 2 申立期間②のうち、平成10年3月31日から同年4月6日までの期間については、オンライン記録によると、有限会社Aが適用事業所であった期間は、申立人の被保険者期間と同じ同年3月31日までであり、当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるが、同社は、当該期間において法人格を有していたことから、当該期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同日以降の平成10年4月6日付けで、上記1の標準報酬月額の遡^{そきゅう}及減額訂正処理と同日に処理されていることが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録により、当該期間も申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的理由は無く、申立人の被保険者資格の喪失日に係る有効な記録処理があったとは認められないことから、申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失日に係る記録を当該処理日である平成10年4月6日とすることが必要であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記1による訂正後の有限会社Aにおける平成10年2月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間②のうち、平成10年11月1日から12年1月1日までの期間については、雇用保険の加入記録並びに10年11月、同年12月、11

年8月及び同年12月の給与支払明細書から判断すると、申立人が当該期間において有限会社Aに継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、平成10年4月6日から同年11月1日までの期間及び12年1月1日から同年3月31日までの期間については、雇用保険の加入記録から申立人が当該期間において有限会社Aに勤務していたことは認められるが、当時の事業主とは連絡がとれず、同社が適用事業所でなくなったときに被保険者であった5人に照会し二人から回答を得たものの、保険料控除についての供述は得られなかった。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、平成10年11月1日から12年1月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成10年11月、同年12月、11年8月及び同年12月の給与支払明細書の報酬月額から判断すると、50万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、有限会社Aは、平成10年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後は申立期間②を含めて適用事業所としての記録が無いが、商業登記簿の記録から、同社は申立期間②において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主とは連絡がつかないことから確認することができないが、当該期間は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成10年11月から11年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月28日から41年4月1日まで
社会保険庁(当時)から知らされた年金記録によると、私は昭和43年5月1日に脱退手当金を支給されたことになっている。しかし、私は当時、脱退手当金の制度についての知識も無く、支給を請求した覚えも無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年1か月後の昭和43年5月1日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険・厚生年金保険被保険者名簿の氏名は旧姓のまま変更処理されておらず、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和41年5月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 2 月 1 日から 3 年 9 月 5 日まで
昭和 63 年 5 月 1 日から平成 3 年 9 月 5 日まで株式会社Aに勤務したが、2 年 2 月から 3 年 8 月までの標準報酬月額が訂正されていると第三者委員会の担当者から伝えられた。申立期間の標準報酬月額を本来の金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 2 年 2 月から 3 年 8 月までの期間は 53 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 4 年 1 月 16 日の後の同年 3 月 2 日付けで、2 年 2 月までさかのぼって 8 万円に減額訂正されていることが確認できる。また、申立人と同様に、35 人の同社の従業員の標準報酬月額が、同日付けで減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月31日から同年9月1日まで

昭和46年4月1日から49年9月1日までA株式会社に継続して勤務していたが、年金記録では、資格喪失日が同年8月31日となっており、実際に勤務した期間と相違するため申立期間のとおり、資格喪失日の記録を同年9月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の昭和49年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料控除額及び雇用保険の加入記録から、申立人は、A株式会社に49年8月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年分給与所得の源泉徴収票の記録で確認できる保険料控除額から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主から提出された申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日が、昭和49年8月31日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社

会保険事務所（当時）は申立人に係る同年8月の保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年6月1日から15年3月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を14年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から15年3月1日まで

平成14年3月20日に株式会社Aに入社し、15年8月26日に退職するまで継続して同社に勤務し、給与支払明細書でも分かるとおり、厚生年金保険料を毎月給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける勤務実態及び保険料の控除について事業主は、「申立人は、平成14年3月20日から15年8月25日まで継続して勤務していた。申立人の提出している厚生年金保険料が控除された記録がある給与支払明細書について、すべて事業所発行のものに間違いはない。資格取得日の相違については、14年3月から同年5月までの試用期間が経過した後、本来行うべき申立人の厚生年金保険加入手続を日々多忙な業務に追われ忘れていたが、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことに気づき、社会保険事務所（当時）へ相談し、15年3月から申立人を厚生年金保険被保険者として加入させた。」と供述している。

また、申立人から提出された株式会社Aが発行した申立人に係る平成14年6月分から同年8月分まで、同年11月分、同年12月分及び15年2

月分の給与支払明細書（保険料は当月控除）から、厚生年金保険料の控除が確認できる。

一方、先述の事業主の供述から、申立期間のうち、平成 14 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間は、試用期間であったことがうかがえるほか、申立人は、当該期間の給与支払明細書を所持しておらず、このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 14 年 6 月 1 日から 15 年 3 月 1 日までに於いて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、前述の給与支払明細書の厚生年金保険料控除額の記録から、18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保険料を納付していないことを認めており、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 4037 (事案 2244 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 24 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち昭和 56 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 株式会社における資格喪失日に係る記録を同年 10 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和 56 年 9 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 9 月 30 日まで
② 昭和 56 年 9 月 30 日から同年 11 月 21 日まで

新たな資料 3 点を添付して再申立てをする。A 株式会社から退職時にもらった昭和 56 年分給与所得の源泉徴収票及び B 職報酬の支払調書の内容によると、給与支払の金額 268 万 4,000 円となっているが、これは固定賃金の合計であり単純に退職までの月数で除算しても月額 24 万 4,000 円となるので、申立期間の国側の標準報酬月額の記録 15 万円よりも高くなっており、少なくとも標準報酬月額が 15 万円ではないことがはっきりしている。添付の B 調書の金額からも、標準報酬月額が 15 万円となることは考えられない。C 職報酬が歩合給分なので性質上算定基礎の対象とはならないとも考えられるが、申立期間①の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、国の厚生年金保険の記録によると、被保険者資格喪失日が昭和56年9月30日となっているが、会社発行の源泉徴収票及び雇用保険の受給資格者証では退職日が同年11月20日となっており、約2か月の違いがあるので調査して被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、当初の申立てにおいて、申立人は、標準報酬月額が32万円である旨を主張していたが、当該申立てについては、申立事業所では営業成績に応じた歩合給を導入している給与体系となっており、複数の同僚の標準報酬月額が時系列で上昇及び下降を繰り返す事例が確認でき、申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認できる資料等が無いとして、既に、当委員会の決定に基づく平成21年12月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 2 申立期間①について、申立人が提出した雇用保険受給資格者証及び雇用保険の求職者給付記録によると、申立人の離職時賃金日額が1万533円であることから、事業主が申立人の離職時に、離職証明書で届出した離職前6か月間の給与支給総額の平均額は、31万6,000円であると認められる。

また、A株式会社発行の申立人に係る昭和56年分給与所得の源泉徴収票によると、申立人は、同年分の給与として退職日までに268万4,000円の支払を受け、標準報酬月額24万円に相当する厚生年金保険料10か月分を事業主により翌月に給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、昭和56年分給与所得の源泉徴収票で確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断

せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間②について、申立人の雇用保険被保険者記録によると、離職日が昭和 56 年 11 月 20 日であることが確認でき、A株式会社発行の同年分の給与所得の源泉徴収票に退職日が同日と記載されていることから、申立人は、同社に同日まで勤務していたことが確認できる。

しかし、前述の源泉徴収票によると、申立人は、昭和 56 年 9 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる一方、同年 10 月及び同年 11 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち昭和 56 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和 56 年 9 月の標準報酬月額については、同年分の給与所得の源泉徴収票で確認できる保険料の控除額から、24 万円とすることが妥当である。

一方、事業所の事業所別被保険者名簿（紙台帳）によると、A株式会社は、昭和 56 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②は適用事業所ではないことが確認できるが、法人登記簿謄本によると、同社は、適用事業所ではなくなった後も平成元年 12 月*日まで法人であることが確認でき、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該期間において適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和47年8月1日から48年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を47年8月1日、資格喪失日に係る記録を48年2月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月3日から48年3月31日まで

申立期間は、株式会社Aに勤務し、B市にあるC施設のD業務をしていたが、厚生年金保険の記録が無い。申立期間の厚生年金保険料は事業主により給与から控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。同僚との連絡が可能であるならば、証明していただけたらと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び申立人が記憶している複数の同僚の供述から、申立人は、B市にあった株式会社AのC施設でE係として勤務していたことが認められる。

また、申立人の勤務期間については、始期は申立人の申立内容及びE係の複数の同僚の「申立人は、昭和47年5月から勤務していた。」との供述から47年5月、終期（退職時期）は申立人の「E係の複数の同僚に退職のあいさつをした。」との申立内容、48年2月11日に資格喪失をした記録のある当該E係の同僚一人からの「申立人は、新年会にはいた。自分は2月に退職した。」との供述及び同年2月末まで資格記録のある同僚一人からの「私の退職日の少し前に申立人は退職した。」との供述から、同年1月末と推認できる。

さらに、事業主は「同社は既に解散しており、申立人に記憶は無いが、パート及びアルバイトは雇用しておらず、1年近く勤務していたならば厚生年金保険に加入していたはずだ。」と供述している上、申立人とほぼ同時期に当該C施設のE係として勤務していた同僚3人（本社採用二人、現地採用一人）及び同僚が申立人の後任者とする者（現地採用）計4人については、いずれもオンライン記録において厚生年金保険記録が確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和47年5月3日から同年8月1日までの期間については、E係の3人の同僚は入社後3か月の試用期間を経て厚生年金保険に加入した旨の回答をしているほか、株式会社A本社等に勤務していた複数の同僚も同様の回答をしていることから、申立人についても、当該期間について同様の取扱いであったことが推認できる。

このほか、申立人が昭和47年5月3日から同年8月1日までの期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年8月1日から48年2月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票において健康保険被保険者番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年8月から48年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 4045 (事案 747 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間③、④、⑤及び⑥に係る標準報酬月額記録については、平成11年8月、12年10月、同年11月、13年1月から14年12月までの期間及び15年8月を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月から同年8月まで
② 平成10年12月から11年3月まで
③ 平成11年8月
④ 平成12年10月及び同年11月まで
⑤ 平成13年1月から14年12月まで
⑥ 平成15年8月

当初の判断後、申立期間に係る所得税の確定申告書が見つかったため、実際の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 株式会社Aに勤務していた申立期間に係る申立てについては、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び報酬月額について確認できる関連資料を得ることができず、申立てどおりの標準報酬月額を認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後、申立人は、新たに平成7年分から14年分までの所得税の確定申告書を提出することにより、再び申立期間の標準報酬月額相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂

正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間のうち、申立期間③、④、⑤及び⑥については、申立人の標準報酬月額が、申立人の提出した給与明細書から、厚生年金保険料控除額が平成10年4月から15年4月までの期間が2万6,025円、同年6月から16年11月までの期間が2万370円で一定額であることが認められること、並びに11年分から14年分までの所得税の確定申告書及び15年の所得税の源泉徴収票から報酬月額が11年4月から13年3月までの期間が29万1,000円、同年4月から15年12月までの期間が29万6,000円であることが認められることから、申立期間のうち、11年8月、12年10月、同年11月、13年1月から14年12月までの期間及び15年8月の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要と認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が残っておらず不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間のうち、平成7年4月から同年8月までの期間（申立期間①）に係る標準報酬月額については、定時決定の基礎月（各年5月、6月及び7月）を含めて給与明細書が無い上、保険料の控除額を推定することができない。

また、平成10年12月に係る標準報酬月額については、定時決定の基礎月（各年5月、6月及び7月）を含めて給与明細書が無い上、10年分所得税の確定申告書から報酬月額を推定することができない。

このほか、申立人の平成7年4月から同年8月までの期間及び10年12月における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、平成11年1月、同年2月及び同年3月に係る標準報酬月額に

については、給与明細書及び 11 年分所得税の確定申告書から、報酬月額が確認及び推認できるものの、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額が、社会保険事務所の記録における標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB所（現在は、株式会社C）における資格取得日を昭和36年12月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を同年12月から37年6月までは2万円に、同年7月から38年9月までは3万円に、同年10月から同年11月までは3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年12月2日から38年12月14日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、株式会社AのB所に入社したのは昭和36年12月2日であるにもかかわらず被保険者資格の取得日は38年12月14日となっている。社員番号の先頭数字は入社年を表す61（1961年）となっている。当時の保険料控除に関する資料は残っていないが、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、事業主から提出のあった個人原簿（人事記録）により、申立人が株式会社Cに昭和36年12月2日から勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同時期に同じ課員であった複数の同僚は、「申立人は、正社員であり、勤務形態、業務内容もほかの課員と全く同じであった。保険料も同じように控除されていたと思う。」と供述している上、当該事業所発行の社員名簿で申立人の氏名を確認すると、昭和37年1月1日付けの名簿には、D課員として、同年11月1日付けの名簿には補佐（役職）として記載されている。

さらに、事業主は「資料が保管されてないため当時の保険料控除等については不明であるが、社員の社会保険加入については事業所としての特別の決まりは設けてなく、入社日を資格取得日として届け出ている。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同期入社で、同種の業務担当である同僚の標準報酬月額の記録から、昭和36年12月から37年6月までは2万円に、同年7月から38年9月までは3万円に、同年10月から同年11月までは3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料の納付については不明としているが、事業主が昭和36年12月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行った場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会が2回あったにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは考え難いこと、及び事業主提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により38年12月14日付けの資格取得日が確認できることから、事業主が資格取得日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る36年12月から38年11月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで
昭和44年4月1日にB株式会社に入社し、会社の指示で同年8月から45年3月31日までA株式会社で商品の技術教育を受けて、同年4月1日に勤務先の会社に戻った。申立期間の厚生年金保険の記録が無いが、転職したわけでもなく、継続勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立内容及び同僚から提出のあった申立人が参加したA株式会社からの「技術教育に係る通知文」によると、申立人は、社命により昭和44年8月1日から45年3月31日までA株式会社において当該教育を受け、同年4月1日に勤務先のB株式会社に復帰したことが確認できる。

また、当該通知文によれば、教育期間中は給与をA株式会社が支払い、事業主として社会保険に加入処理するとしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA株式会社により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る昭和45年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が提出した被保険者資格喪失確認通知書において資格喪失日が昭和45年3月31日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を控除した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（以下「B社」という。）に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和60年2月9日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和59年6月から60年1月までの標準報酬月額については、59年6月については8万6,000円、同年7月から60年1月までについては11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月21日から60年3月1日まで
B社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。
当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人の保管していたB社発行の給与支払報告書により、申立人が、昭和60年2月8日まで同社に継続して勤務していたことが認められ、かつ、同僚が所持する給与明細書から判断すると、申立人は、同年1月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、適用事業所名簿により、B社は昭和59年6月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録によると、同年7月1日の標準報酬月額の随時改定及び同年10月1日の同定時決定が取り消されていることが確認でき、進達日欄には、同社が適用事業所でなくなった日より後の60年3月20日と記録されていることを踏まえると、同日付けで、これらの随時改定及び定時決定の取消し及び59年6月20日付けの被保険者資格喪失が行われたものと考えられる。

また、申立人と同様に昭和60年3月20日付けでさかのぼって資格喪失がなされたと考えられる同僚42人についても、同年10月1日付けの標準

報酬月額の時決定がさかのぼって取り消されていることが確認できる上、このうち14人は、当初の記録において資格喪失日が59年8月13日から同年12月26日までの間となっていたところ、60年3月20日にこの記録が取り消され、ほかの同僚と同じ喪失日である59年6月20日に訂正されていることが確認できる。

さらに、当該事業所の元役員は、昭和60年1月から同年2月ころ、経営が行き詰まったことから社会保険料の精算をするため、社会保険事務所(当時)に出向いたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和59年6月20日までさかのぼって資格喪失処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のB社における資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である60年2月9日であると認められる。

なお、昭和59年6月から60年1月までの標準報酬月額については、59年1月及び同年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同年6月については8万6,000円、同年7月から60年1月までについては11万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和60年2月9日から同年3月1日までの期間については、B社の後に申立人が勤務したとするC株式会社(以下「D社」という。)は、適用事業所名簿によると、厚生年金保険の適用事業所となったのは同年3月1日であり、事業所の事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における資格取得日も同日であることが確認できる。

また、申立人提出の上記給与支払報告書から、B社から控除されていた厚生年金保険料は昭和60年1月分までであることが推認できるほか、申立人のD社発行の給与所得の源泉徴収票において厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、当該源泉徴収票から算出される保険料額及び同社の保険料は翌月控除方式であったとうかがえることから判断すると、同社から控除されていた厚生年金保険料は、同年3月以降に係るものであったことが推認できる。

なお、D社に係る商業登記履歴事項全部証明書によると、同社は昭和60年2月*日にB社から商号の譲渡を受けた別会社である。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を平成元年10月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年10月30日から同年11月1日まで
A株式会社(本社)から同社B支店に転勤した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が無い。

会社を退職したわけでもなく、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社提出の「証明書」、雇用保険の被保険者記録、C会提出の厚生年金基金の加入員記録、D組合提出の健康保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人がA株式会社に継続して勤務し(平成元年10月30日にA株式会社(本社)から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録によるA株式会社B支店における被保険者資格取得時(平成元年11月1日)の記録、C会が保管する厚生年金基金及びD組合の元年10月の記録により、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 4 月 16 日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与明細書の支給額のおおよそ半額となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書（平成 11 年 10 月から 12 年 3 月までの期間のうち 11 年 11 月及び 12 年 2 月分を除く 4 か月分）から判断して、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は申立てに係る関連資料が保存されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が急激に下がっているのはおかしいので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は平成 12 年 3 月から同年 9 月までの期間は 24 万円、同年 10 月から 13 年 9 月までの期間は 11 万 8,000 円であることが確認できる。

一方、申立人提出の給与所得の源泉徴収票（平成 12 年分及び 13 年分）の社会保険料等の金額欄に記載された額が、平成 12 年 3 月から同年 9 月までの標準報酬月額（24 万円）から計算した健康保険及び厚生年金保険の保険料額、雇用保険料の額並びに賞与額から控除される特別保険料の額とほぼ等しくなることから判断すると、申立人は、申立期間において、標準報酬月額 24 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は申立てに係る関連資料が保存されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社B支店C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和43年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和43年2月1日にA株式会社B支店C出張所からB支店に転勤になったが、この転勤におけるC出張所の資格喪失日の記録が同年1月31日とされたため、申立期間の被保険者記録が無い。当該期間については、給料明細書で厚生年金保険料の控除も確認できるので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA株式会社の俸給明細表、同社から提出された社員入退社台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社B支店に継続して勤務し（昭和43年2月1日に同支店C出張所から同支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された昭和43年2月の給与明細表における厚生年金保険料控除額及びA株式会社B支店C出張所の申立人に係る42年12月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31

日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は同年1月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和63年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年12月30日から63年1月1日まで

私は、A株式会社に入社した昭和59年4月分から退職した62年12月分までの合計3年9か月分の厚生年金保険料を、同社により給与から控除されていた。

その証拠として給与明細書を提出するので、第三者委員会で調査の上、私に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社の発行した昭和62年12月分の給与明細書を所持しているところ、申立期間当時の担当者は、「厚生年金保険の資格喪失日が12月30日となっているのは、事務手続の誤りであると推察される。年末の退職の場合は、当時から翌月の1日にしていたはずである。残業代等の未払賃金等については、退職時に精算していた。」と供述していることから、申立人が62年12月31日まで同社に継続して勤務していることが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年12月の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、

厚生年金基金、健康保険及び厚生年金保険の記録における資格喪失日が一致しており、厚生年金基金、健康保険組合及び社会保険事務所（当時）がいずれも誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったもののその後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和48年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月31日から同年8月1日まで

昭和40年11月8日にB株式会社に入社し、平成2年7月31日まで勤務した。この間において、昭和48年4月1日から同年7月31日までB株式会社の子会社であるA株式会社に業務指導の立場で出向し、同年8月1日付けでB株式会社に復帰した。この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びC株式会社社報の人事異動内容から判断すると、申立人は、A株式会社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和48年8月1日に同社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和48年8月1日と届けたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る48年7月の保

険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間②の標準報酬月額について、当該期間のうち、昭和38年9月から同年11月までの期間は2万2,000円、同年12月及び39年1月は3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立期間④の標準報酬月額について、当該期間のうち、昭和43年10月から同年12月までの期間は6万円、44年1月は3万6,000円、同年2月から同年7月までの期間は6万円、同年8月は5万2,000円、同年9月及び同年10月は6万円、同年11月及び同年12月は5万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和40年11月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、同年11月から41年4月までの期間は8,000円、同年5月から43年7月までの期間は1万2,000円、同年8月は2万6,000円、同年9月は6万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月1日から38年9月1日まで

- ② 昭和38年9月1日から40年11月20日まで
- ③ 昭和40年11月20日から43年10月1日まで
- ④ 昭和43年10月1日から48年8月16日まで

申立期間①については、昭和36年4月1日から40年11月20日までB株式会社で勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間の記録が無い。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②及び④については、標準報酬月額が手元に残っている給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違しているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

さらに、申立期間③については、昭和40年11月20日から48年8月16日までA株式会社で勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間の記録が無い。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間②及び④の標準報酬月額の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、当該額が社会保険事務所（当時）の記録する標準報酬月額を上回る場合に記録を訂正することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、申立期間②のうち、昭和38年9月から同年11月までは2万2,000円、同年12月及び39年1月は3万6,000円、また、申立期間④のうち、43年10月から同年12月までは6万円、44年1月は3万6,000円、同年2月から同年7月までは6万円、同年8月は5万2,000円、同年9月及び同年10月は6万円、同年11月及び同年12月は5万2,000円に訂正することが必要と認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、両事業所は既に解散し、両社の同一の元事業主は既に他界しており確認することができないところ、申立期間②のうち、昭和38年9月から39年1月までの期間について、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対

して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

また、申立期間④のうち、昭和43年10月から44年12月までの期間については、当該期間に係る給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が当該期間について一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和39年2月1日から40年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と申立人の給与明細書において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とが一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうち、昭和40年1月1日から同年11月20日までの期間及び申立期間④のうち、45年1月1日から48年8月16日までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間において申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料が控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料が確認できない上、事業主及び同僚から保険料控除について明確な供述が得られず、このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間③については、申立人から提出を受けた昭和40年11月から43年9月までの給与明細書及び元同僚の供述から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、20日締めのみ月末支払との申立人及び元同僚の供述から、当該事業所における厚生年金保険料の控除の方法は、翌月の給与から控除する方法を採用していると考えられるところ、申立期間③に係る給与明細書の記録から、昭和40年11月から41年4月までは8,000円、同年5月から43年7月までは1万2,000円、同

年8月は2万6,000円、同年9月は6万円とすることが妥当である。

一方、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和43年10月1日に適用事業所となっているところ、当該事業所は法人であり、新規適用時の被保険者も10人以上いた上、元同僚の供述から申立期間③当時も従業員数が5人以上いたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は他界しているため照会はできないが、A株式会社は、申立人の申立期間③において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①については、元同僚の供述及び申立人から提出を受けた給与明細書により、申立人が申立期間①にB株式会社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人から提出を受けた昭和36年8月から38年1月までの期間及び同年3月から同年8月までの期間の給与支払明細書により、36年11月については、給与から控除されていたものの同一額が翌月に返納されていることが確認でき、その他の月については、厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立期間①のうち、昭和38年2月については、給与明細書等の厚生年金保険料の控除について確認できる資料は無く、事業主及び元同僚からも保険料控除に係る具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 11 月 1 日から 12 年 5 月 21 日まで
平成 8 年 8 月から 12 年 5 月まで継続して株式会社 A に勤務し、その間に給与額に変動は無かったが、申立期間の標準報酬月額が低くなっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額は平成 9 年 11 月から 10 年 9 月までの期間は 19 万円、同年 10 月から 11 年 9 月までの期間は 16 万円、同年 10 月から 12 年 4 月までの期間は 17 万円と記録されている。

しかしながら、申立人は、申立期間に B 職から C 職に昇格しており減給はされていないと主張しており、株式会社 A の社会保険担当役員は、当該期間に保険料を控除されていたかについて確認できる資料は無いものの、申立期間に申立人の給与を半額にしておらず、支給した給与に見合う額で保険料を控除したと供述している。

また、オンライン記録における標準報酬月額をみると、申立人が株式会社 A で被保険者資格を取得した平成 8 年 8 月から 9 年 10 月までの期間は 38 万円であるのに対し、同年 10 月 1 日の定時決定後の申立期間に係る標準報酬月額（9 年 11 月から 10 年 9 月までの期間は 19 万円、同年 10 月から 11 年 9 月までの期間は 16 万円、同年 10 月から 12 年 4 月までの期間は 17 万円）は、9 年 10 月 1 日の定時決定の標準報酬月額 38 万円と比べ半

額以下である上、申立人に係る雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額から推計した標準報酬月額が 38 万円を超える額であると認められる。

さらに、申立人と同様に平成 9 年 11 月以降の標準報酬月額が、同年 10 月 1 日の定時決定の標準報酬月額と比較し半額以下に記録されている同僚が提出した給与明細書では、上記定時決定後においても定時決定時の標準報酬月額に相当する支給額が継続して支給されていることが確認できるとともに、上記定時決定時の標準報酬月額に相当する保険料が減額後も継続して給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（38 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は申立てに係る関連資料が保存されておらず不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に基づく随時改定が 1 度、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に基づく定時決定が 2 度行われており、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、申立人が事業主により控除されていたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

1 事業主は、申立人のA株式会社B出張所における厚生年金保険被保険者資格を昭和27年8月1日に取得し、28年2月16日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和27年8月から28年1月までの標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

2 申立人は、申立期間のうち、昭和27年7月20日から同年8月1日までの期間及び28年2月16日から同年3月9日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社C本社における資格喪失日を27年8月1日に、同社D出張所における資格取得日を28年2月16日に訂正し、27年7月及び28年2月の標準報酬月額に係る記録を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和27年7月20日から同年8月1日までの期間及び28年2月16日から同年3月9日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月20日から28年3月9日まで
昭和23年5月5日から平成3年2月9日までA株式会社及び関連会社で勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 事業主の供述、入社退社管理記録及び厚生年金基金の記録から判断すると、申立人が、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、A株式会社B出張所で昭和27年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、28年2月16日に資格を喪失している記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和27年8月1日に厚生年金保険の資格を取得し、28年2月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、昭和27年8月から28年1月までの期間の標準報酬月額については、当該厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録により、8,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和27年7月20日から同年8月1日までの期間及び28年2月16日から同年3月9日までの期間については、事業主の供述、入社退社管理記録及び厚生年金基金の記録から判断すると、申立人が、A株式会社に継続して勤務し（27年8月1日にA株式会社C本社から同社B出張所に異動し、28年2月16日に同社B出張所から同社D出張所に異動）、27年7月及び28年2月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和27年7月及び28年2月の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における27年6月の記録及び28年3月の申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）（事業所整理記号*）における資格喪失日及び同社（事業所整理記号*）における資格取得日に係る記録を昭和39年6月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月1日から同年7月1日まで

A株式会社に昭和39年4月1日から平成9年5月31日まで継続して勤務したが、昭和39年6月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。同年6月20日に人事異動により、C本社勤務からD支店勤務となった。この転勤時の厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、被保険者記録が無い期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された人事記録及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が、申立期間も継続して勤務していたことが確認でき、申立人に係る人事記録には、「昭和39年6月20日D駐在」との記載がある。

また、B株式会社人事部は、申立人の被保険者記録が欠落している昭和39年6月の給与からの保険料控除について、「在籍中の社員の社会保険料控除を一定期間のみ行わないことはあり得ないため、申立人の被保険者記録が無い期間についても控除していたと考える。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和39年6月20日に、同社C本社から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認め

られる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社（事業所整理記号*）における昭和39年7月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は事後訂正の結果、申立期間①は31万1,000円、申立期間②は40万2,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録（申立期間①は26万円、申立期間②は33万4,000円）とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（申立期間①は31万1,000円、申立期間②は40万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間①の標準賞与額に係る記録を31万1,000円に、申立期間②の標準賞与額に係る記録を40万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日
② 平成18年12月20日

平成16年7月20日及び18年12月20日に支給された賞与の厚生年金保険料額が総支給額で控除されているにもかかわらず、オンライン記録では正しい標準賞与額が記録されていないのが判明した。納得できないので調査の上、正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年7月20日及び18年12月20日に支給された賞与に係る「賞与統計表」から、申立期間①については、31万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、申立期間②については、40万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、それぞれ事業主により賞与か

ら控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和54年4月から55年1月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から54年3月まで
② 昭和54年4月から55年1月まで

私が20歳（昭和51年*月）になった際、母から成人のお祝いとして10万円をもらった。そのお金で大学3年生と4年生の2年間分の国民年金保険料を納めるように言われ、52年4月ころにA市役所（現在は、B市役所）において母又は当時の内縁の妻に同行してもらい、私が国民年金加入手続を行った。保険料については、昭和52年度分の保険料はその加入手続時に納付し、53年度分の保険料は自宅に送られてきた納付書を用いて、C金庫D支店で53年5月ころに納付した記憶がある。申立期間①の保険料が未納となっていることに納得できない。

また、大学卒業後の昭和54年4月からは、自宅に届いた納付書に従って自分で保険料を納付しており、付加保険料も一緒に納付していた。申立期間②の付加保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和52年4月ころに申立人又はその母が国民年金加入手続を行い、昭和52年度分の国民年金保険料はその国民年金加入手続時に納付し、53年度分の保険料は自宅に送られてきた納付書を用いてC金庫D支店で53年5月ころに納付した記憶があるとしているが、申立人及びその母は、国民年金加入手続を行ったことについて記憶が明確でなく、国民年金の加入状況について具体的な申述及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該国民年金手帳記号番号前後の国民年金被保険者の資格取得時期から昭和 55 年 2 月ころに払い出され、その時点では申立期間①のうち 52 年 4 月から 52 年 12 月までの国民年金保険料は時効により納付できない期間となり、53 年 1 月から 54 年 3 月までの保険料はさかのぼって納付することができる期間となるが、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしている。

さらに、オンライン記録によると申立人が国民年金被保険者資格を取得したのは昭和 54 年 4 月であり、それ以前となる申立期間①は未加入期間となっていることから、制度上国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、現在年金手帳を所持しておらず、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、大学卒業後の昭和 54 年 4 月からは自宅に届いた納付書に従って付加保険料と一緒に国民年金保険料を納付していたと申述しているが、付加保険は制度上さかのぼって加入し、その付加保険料を納付することはできないものであるところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 55 年 2 月ころに払い出されており、その時点では申立期間②の付加保険に加入し、その付加保険料を納付することはできない上、国民年金被保険者台帳には 55 年 2 月 1 日に付加保険に加入している記録が確認できることから、申立期間②が定額保険料のみの納付記録となっていることに不自然さは見られない。

さらに、申立人が申立期間②の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人が、昭和 54 年 4 月から 55 年 1 月までの付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 61 年 6 月まで
昭和 60 年 1 月に会社を退職してすぐに現在も勤務している会社に勤めたが、再就職後の会社が社会保険に加入しておらず、60 年*月に長男が出生したため国民健康保険と合わせて確実に国民年金に加入した。A 市役所で年金と保険は一对であると言われたため、自分で両方の加入手続きを行い、保険料納付は前妻に任せていたのに記録が無いことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A 市役所で年金と保険は一对であると言われ、申立人自身で両方の加入手続きを行い、保険料納付は申立人の前妻に任せていたとしているが、申立人自身は保険料納付に関与しておらず、保険料納付をしていたとする前妻から証言を得ることができない上、国民健康保険の加入記録は、昭和55年11月22日から58年6月20日までの記録はあるが、申立期間には確認できないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年5月ころに払い出されているが、申立期間は未加入期間であることから制度上保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月及び60年2月から62年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月
② 昭和 60 年 2 月から 62 年 6 月まで

申立期間①について、会社退職（昭和 56 年 12 月）後に国民健康保険料（税）の納付書が届いた。当時住んでいたA地近くの区役所出張所の窓口で国民健康保険料（税）を納付する際に、併せて国民年金保険料も納付した。

申立期間②について、申立期間①と同様に会社退職（昭和 60 年 2 月）後に国民健康保険料（税）の納付書が届いた。B 駅近くの区役所出張所の窓口で国民健康保険料（税）を納付した時に、その窓口で、国民年金は何か月分かさかのぼって納付できると言われ、何か月分かまとめて納付した。その後は、B 駅から少し離れた所に運動場やホールなどを備えた施設があり、その窓口で納付していた。

国民年金の保険料を納付していたのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付について、申立期間①当時住んでいたC区の出張所及び申立期間②当時住んでいたD区の出張所等の窓口で納付していたとしているが、申立人は、申立期間①及び②当時、年金手帳を受け取った記憶は無いとしており、国民年金保険料額についても記憶に無いことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の資格取得時期から平成4年8月ころに払い出されたものと推認され、その時点では、

申立期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年11月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年11月から平成元年3月まで
申立期間については、亡くなった母から、平成元年ころ、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したことを聞いている。申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、亡くなったその母親から、平成元年ころ、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したことを聞いているとしているが、申立人が所持している年金手帳には国民年金資格取得日は4年1月21日と記載されており、また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得時期から推定できる国民年金への加入時期は、4年4月ころであり、これらの時点では、申立期間は時効により納付できない期間である上、申立期間は国民年金の任意の未加入期間となり、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない期間である。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成3年3月まで
申立期間については、20歳になった昭和63年*月ころ、私がA市役所で国民年金への加入手続を行い、その後、毎月、国民年金保険料を納付していた。申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、20歳になった昭和63年*月ころ、A市役所で国民年金への加入手続を行い、その後、毎月、国民年金保険料を納付していたとしている。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得時期から推定できる国民年金への加入時期は、平成3年6月ころであり、その時点では、申立期間のうち昭和63年*月から平成元年3月までの期間は時効により納付できない期間であり、申立期間のうち元年4月から3年3月までの期間はさかのぼって納付する期間となるが、申立人からはさかのぼって納付したとする申述はみられない上、申立人が所持している国民年金手帳によると国民年金資格取得日は3年4月1日であることから、申立期間は国民年金の未加入期間となる。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年11月から12年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月から12年9月まで

申立期間については、会社退職後の平成10年11月ころ、妻が、A市役所で私の国民年金への再加入手続と妻の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行い、保険料を納付していた。妻は納付済みであるのに私の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、会社退職後の平成10年11月ころ、その妻が、A市役所で申立人の国民年金への再加入手続と妻の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行い、保険料を納付したとしている。しかしながら、申立人が所持している年金手帳の「国民年金の記録(1)」には再加入手続を行った形跡が見られないこと、その妻も国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行った形跡が見られないこと、オンライン記録では、その妻は、申立期間は第3号被保険者としての納付記録となっており、保険料を納付した記録が無いことから、申立人の申述は不自然である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から43年2月までの期間及び平成2年8月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から43年2月まで
② 平成2年8月から6年3月まで

申立期間①については、昭和42年1月からA市のB施設の建設に従事していたが、妻が43年3月に一括で納めたと思う。保険料が未納となっていることに納得できない。

申立期間②については、私が60歳になった平成2年*月にC市役所へ手続のため私自身が出向いたが、その時、担当者から65歳まで納付した方が手取りが多くなると勧められ、65歳近くまで私が納付してきた。ところが、その後「ねんきん特別便」が届いて、平成6年度のみを支払ったことになっている。3年間近く不払いとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和42年1月からA市のB施設の建設に従事し、その妻が43年3月に一括で納めたと思うとしているが、申立人及び納付したとするその妻から申立期間①に係る具体的な納付状況について申述を得ることができず、保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳から、申立期間①は平成6年6月21日の国民年金被保険者資格の得喪記録の追加により生じた未納期間であり、その妻が保険料を納付したとする昭和43年3月の時点では、申立期間は無資格期間であったことから、制度上保険料を納付することはできない期間である。

2 申立期間②について、申立人は、60 歳になった平成 2 年*月に C 市役所へ手続のため出向いた時、担当者から 65 歳まで国民年金保険料を納付した方が手取りが多くなると勧められ、65 歳近くまで納付してきたとしているが、申立人が経営する会社の税務申告等を担当している会計事務所へ申立人が確認したところ、申立期間②については、申立人個人の確定申告書上、国民年金の納付をしている形跡がないことが判明した。

また、申立人は昭和 5 年*月生まれであり、加入可能月数は 348 か月（29 年間）であるところ、60 歳に到達した平成 2 年*月時点では、要加入月数（納付可能な月数）が残り 10 か月間であったことから、制度上、高齢任意加入して申立期間②について 44 か月間国民年金保険料を納付することはできなかった。なお、申立人は、当該残り 10 か月間について、申立期間②以降の 6 年 4 月から 7 年 1 月までの期間において、10 か月間国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

3 申立期間①及び②について、申立人が、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年2月から48年12月まで

昭和47年4月に兄が結婚し、その兄嫁が厚生年金保険から国民年金に切り替える時に私にも国民年金に加入するように兄嫁に言われ、母が国民年金の加入手続をしてくれた。母が国民年金保険料を納付したのは、私が28歳か29歳ころの時であり、加入手続時に一括して納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が28歳か29歳の時（昭和47年又は48年）にその母が国民年金の加入手続を行い、その時に申立期間の国民年金保険料も一括納付したとしている。しかしながら、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとするその母は既に他界していることから、国民年金への加入手続、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金への加入手続をしたとするその義姉によると、昭和50年又は51年ころ国民年金への加入手続をしたと証言していることから、国民年金への加入手続時期が申立人の申述と相違している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年12月ころ払い出されており、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月から48年8月まで

私は、昭和47年7月に会社を退社後、同年*月に満20歳を迎えてから、国民年金に加入するため、一人でA市役所へ行って加入手続したが、国民年金手帳の交付を受けた覚えは無い。

また、国民年金保険料の納付については、加入手続後、A市役所から納付書が郵送されたので、納付期限までにA市役所窓口へ行って、最初に昭和47年*月から同年12月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の2期分（6か月分）の保険料を納付し、その後の保険料についても再就職するまでの間、郵送された納付書に現金を添えてA市役所窓口で納付したはずである。

持っていた領収書を5年前に処分してしまい納付した場所や金額を明らかにすることができないが、このように国民年金加入手続と保険料納付をしたのに、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳を迎えてからA市役所で国民年金の加入手続をし保険料を納付したと主張しているが、申立人は加入手続時に国民年金手帳の交付を受けた覚えは無いとしており、当時の取扱いと符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得日から推定できる国民年金への加入時期は昭和55年4月ころであり、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から45年3月まで

私が20歳(昭和42年*月)になったときにA区役所から国民年金へ加入するよう知らせがあったので、A区役所で加入手続をした。その後は住居近くの郵便局や、商店街近くの郵便局で国民年金保険料を納付していた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳(昭和42年*月)になったときにA区役所から国民年金へ加入するよう通知があったので、A区役所で加入手続をし、その後は住居近くの郵便局や、商店街近くの郵便局で国民年金保険料を納付したとしているが、申立人が申立期間に居住していたと申述しているA区及びB区では、申立期間当時は印紙検認方式のため郵便局では納付できず、申立人は納付書以外の納付方法は記憶に無いとしており、保険料の納付方法が当時の取扱いと符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年7月に払い出されており、その時点では、申立期間のうち、42年5月から43年3月までは時効により納付できず、43年4月から45年3月まではさかのぼって納付する期間となるが、申立人にはさかのぼって納付した記憶が無いとしており、納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から50年3月までの期間及び59年10月から62年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から50年3月まで
② 昭和59年10月から62年9月まで

申立期間①については、家業のA店を継ぐためにB地へ修行に行っていたが昭和46年に戻ることになった。その後、市役所の人が加入用紙を持ってきたので、父が私の国民年金への加入手続を行い、家族の分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間②については、昭和58年12月に店舗兼住宅として、現在の場所に移転したが、当時、農協に勤務していた同級生に共済に加入してほしいと頼まれ、加入した。その同級生には、共済の掛金のほか、国民年金保険料や国民健康保険料も一緒に渡していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和46年3月に修行先のB地からC市に帰ってきたころに、市役所の職員が自宅に国民年金の加入用紙を持ってきたので、その父が手続をし、以後、家族の分をまとめて納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年9月に払い出されており、払出し時点からすると、申立期間の一部分は時効により納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付してくれていたとするその父も、昔のことなので明確な記

憶が無いとしており、国民年金加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和 58 年 12 月に現在の住所に移転してからは、農協に勤務していた同級生に個人年金の掛金等と一緒に国民年金の納付書と保険料を欠かすことなく渡しており、過去の国民年金保険料をまとめて納付したことは無いと主張しているが、C市の国民年金被保険者名簿の摘要欄には「60.12.18 納付勧奨」、「62.3.31 不在確認」、「1.2.27 納付勧奨」と記載されていることから、少なくとも不在確認がされた 62 年 3 月 31 日から納付勧奨が行われた平成元年 2 月ころまでは納付書の発行は行われず、申立人は保険料を納付できなかったと考えられる。

また、上記国民年金被保険者名簿の検認記録欄には、平成元年 10 月 5 日に昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を、同年 12 月 20 日には、昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの保険料をそれぞれ納付したことが記録されており、申立人の記憶とは齟齬がある。

さらに、農協に勤務していた同級生は、「申立人から国民年金保険料、国民健康保険料及び税金等の各種のお金を預っていた期間があるのは確かだが、申立期間の国民年金保険料が含まれていたかは覚えていない。」と供述しており、D農協にも、申立人の保険料納付に係る資料は無い。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年10月から62年3月まで

国民年金の加入は20歳になってすぐではないが、入っておいた方がよいと思い、親からも勧められたので、自分でA市役所に行き加入手続をした。申立期間当時は、自宅にB金庫（現在は、C金庫）D支店の職員が毎月集金に来ていたので、母の預金などの集金と一緒に、市役所から送られてきた納付書と保険料を預けて納めていた。後日、自宅で領収書を受け取ったことを覚えている。国民年金に加入したときから未納ということは考えられず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、24歳ころに国民年金の加入手続をしたとしているが、加入手続時に交付されたとして所持している年金手帳の国民年金手帳記号番号は昭和62年12月ころに払い出されていることが確認でき、申立内容に齟齬がみられる上、国民年金の加入手続についての記憶も曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料はさかのぼって納付することとなるが、申立人は、保険料をさかのぼって納付したことは無いとしている上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が確認できない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から41年8月まで

昭和37年3月に会社を辞めて結婚したが20歳になっていたので母が国民年金の加入手続をし、保険料も納付してくれていた。39年ころ母から「これからは自分で支払うように」とベージュ色の年金手帳を渡され、集金に来た隣組の集金人に200円か300円くらいを納め、手帳にシールを貼^はって印を押してもらったのを覚えている。

次の職場へ就職するまで保険料を納めていたのに、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年*月ころその母が国民年金の加入手続をし、保険料も納付してくれ、母から39年ころベージュ色の国民年金手帳を手渡され、その後は自身で隣組の集金人に保険料を納めたと主張しているが、同色の手帳は41年以降に発行されたもので申述と符合しない上、申立人の加入手続等を行ったとする母は既に他界しており、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年11月ころに払い出されていることが前後の国民年金手帳記号番号払出状況から推認でき、申立人が所持する年金手帳から、申立人は、国民年金被保険者資格を同年7月5日に取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり国民年金保険料は納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 48 年 3 月まで

会社を辞めた昭和 39 年 1 月ころ、次に勤めた会社が厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金保険料を納付していた。加入手続きをしたかどうかは良く覚えていないが、納付書が送られてきていたので、区役所で国民年金加入手続きをしたのだと思う。送られてきた納付書で 3 か月ごとに A 郵便局と B 銀行(現在は、C 銀行) D 支店で納付した。合計 5 万円くらいは納付したと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた昭和 39 年 1 月ころ、加入手続きをしたかどうかは良く覚えていないが、納付書が送られてきていたので、納付書で 3 か月ごとに A 郵便局と B 銀行 D 支店で納付したとしているが、申立人は、国民年金の加入手続きをしたかどうかは良く覚えていないとしている上、45 年 3 月まで E 区で行われていた印紙検認についての記憶も無く、納付した保険料額を覚えていないなど保険料納付についての記憶も曖昧である。

また、昭和 39 年 1 月から納付したとしているが、39 年 1 月 27 日の被保険者資格の再取得日は平成 21 年 3 月 24 日に厚生年金保険との統合に伴って追加されたものであり、申立期間当時は当初の被保険者資格取得日である昭和 37 年 2 月 10 日からの一連の未納期間だったと推認でき、39 年 1 月分から納付書が送られてきたとする申述は不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 11 月ころに払い出されており、払出時点では申立期間の一部は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人は、国民年金の加入期間の全般にわたり保険料の未納を繰り返しており、納付

意識が高かったとは言い難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年9月まで

私は、平成5年4月に会社を退職し、国民年金保険料の納付についてA市役所に行ったところ、一括払いなら多少割安で済むと言われたので、5年4月と6年4月に一括払いで納付した。また、再就職が決まり会社の担当者から保険料の納付が重複している場合は払戻しがあると言われ、返金の手続きをとり入金確認もしている。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後A市役所で国民年金の加入手続をし、その後、平成5年4月と6年4月にその年度分の保険料をそれぞれ一括で納付したとしているが、申立人の供述によれば、申立人に交付された年金手帳は、株式会社Bに2年4月2日に入社した時の厚生年金保険記号番号記載の手帳1冊だけだとしているところ、当該手帳には申立期間に国民年金の加入手続を行った形跡は無い上、申立期間を通じて、申立人に、ほかの手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上納付できない期間である。

また、申立人は平成5年4月20日に株式会社Bを退職した後、その親の被扶養者になったとしているが、申立人の父親が加入している健康保険の保険者であるC組合の被扶養者認定日は、株式会社Bの退職日から約10か月後の6年2月10日であり、その間、申立人は、A市国民健康保険にも加入していないことから、退職後に市役所に行って手続したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から44年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から44年4月まで
自分で国民年金の加入手続をして、保険料も納付した。申立期間が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自分で国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったと主張しているが、加入手続及び保険料納付に関する具体的な申述を得ることができなかつたため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間は、申立人が当時居住していたA市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では国民年金の未加入期間となっており、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月から49年3月まで

私は、20歳（昭和45年*月）になってすぐに国民年金と国民年金基金に加入した。国民年金保険料については、私がA市役所（現在は、B市役所）で納付した。当時、市役所は新しく、床がつるつるして下駄履きでは歩きにくかったことも覚えている。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になってすぐに国民年金と国民年金基金に加入したと主張しているが、申立人は、申立期間の保険料額や納付に関する記憶が曖昧であるとともに、国民年金基金制度（地域型）が導入されたのは平成3年4月であることから、申立内容に齟齬が見られる。

また、申立人は、申立期間のころの国民年金保険料を、A市役所で納付したとしており、その当時の市役所は新しく床がつるつるしていたとしているが、A市役所の新庁舎が完成したのは昭和*年*月*日であり、申立期間のころのA市役所の庁舎は、旧庁舎（48年4月からは、プレハブの仮庁舎）であったことから、保険料納付につながる具体的な供述は無く、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、申立期間のころに発行された国民年金手帳を所持しておらず、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年4月から11年2月まで

私は20歳になった平成10年に国民年金の資格を取得したが、当時は学生であったので、経済的に国民年金保険料を納付することができず、学校を卒業した11年3月ころに、母が、A社会保険事務所（当時）において、私の保険料の免除申請を行った。その際に資格取得時点までさかのぼって承認されると言われた。11年3月の1か月分しか免除となっておらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が学校を卒業した平成11年3月ころに、A社会保険事務所において、その母が申立人の国民年金保険料の免除申請を行い、その際に資格取得時点までさかのぼって承認されると言われたとしているが、申立期間当時の学生の免除期間については、制度上、免除の申請があった日の属する月の前月から免除の申請のあった日の属する年度の末月までの間において必要と認められる月までとすることとされており、オンライン記録によると、申立人の免除申請日は11年4月28日であることから、免除期間の始期がその前月の同年3月となっている記録に不自然さはない。

また、申立人と当時同居していたその兄もオンライン記録によると、平成11年4月から12年4月までの期間が免除期間となっているところ、その免除申請日は11年5月27日となっており、免除期間の始期はその前月の同年4月となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者についても免除期間の始期が資格取得時までさかのぼって承認されている被保険者は存在

しないことから、申立期間の免除申請について申立人が供述する事務処理が行われていたとは考え難い。

加えて、申立人の免除申請を行ったとするその母からの証言を得ることはできず、申立人自身は国民年金保険料の免除申請に関与しておらず、当該手続等については不明である。

そのほか、申立人が申立期間について免除の承認を受けたこと、及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から53年3月までの期間、58年4月から同年9月までの期間及び62年6月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から53年3月まで
② 昭和58年4月から同年9月まで
③ 昭和62年6月から63年3月まで

昭和63年度は店を始めたころで、保険料免除の申請手続きをしたが、その前もその後も、毎月又は2か月分をまとめて納付書により保険料を納付していたと思うので、申立期間について、保険料納付の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、毎月(納付を忘れた場合は2か月分まとめて)納付書によって国民年金保険料を納付したと主張するところ、A市では、納付書による保険料の納付が開始されたのは、申立期間①の途中の昭和47年以降と推測できるとしている上、保険料の年間の納付回数については、A市では不明としているが、旧国民年金法第92条によると、61年3月以前は3か月分ずつ納付することとなっている。

また、申立人が納付したとする保険料額も当時の保険料額と差異がある。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年8月30日にA市で払い出されており、同払出時期からすると、申立期間①は現年度納付できる期間ではなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、同市の国民年金被保険者

名簿及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）では、申立人は、同年4月27日に任意加入被保険者の資格を取得しており、任意加入被保険者は遡^{そきゅう}及して保険料を納付できないことから、申立期間①は、前記の任意加入の時点では納付することができない期間となる。

加えて、申立人が申立期間①について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、国民年金保険料は銀行又は郵便局で納付書により納付していたと主張しているが、金融機関名等について具体的な記憶が無い。

また、申立人は、申立期間②についても、毎月（納付を忘れた場合は2か月分まとめて）保険料を納付したと主張するところ、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、申立期間②においてはA市及びB市に住所があった旨の記載がある（申立人は同期間はB市に住んでいたと主張）が、A市では年間の納付回数については不明としているものの、B市では、昭和60年3月までは3か月分ずつを納付することになっていたとしており、上記のとおり、旧国民年金法第92条でも、61年3月以前は3か月分ずつ納付することとなっている。

さらに、申立人が申立期間②及び③について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4021 (事案 2124 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から 37 年 6 月まで

学校卒業後の昭和 35 年 4 月に、住居と同じ A 区にあった B 株式会社に入社し、事務職として 36 年 6 月まで勤務した。入社した年に社員旅行に行き、一緒に行った同僚女性の氏名も記憶している。入社後、1 年経過しない間に C 支店に転勤した。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B 株式会社には当時の資料が保存されておらず、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の適用状況について確認することができないこと、年金事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後の期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、勤務実態の証拠として、申立期間の変更と当時の同僚女性の名前を挙げているが、当該同僚は申立人を記憶しておらず、これらは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月から 36 年 10 月 1 日まで
② 昭和 37 年 3 月 15 日から 40 年 9 月 1 日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社における厚生年金保険被保険者期間が昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 3 月 15 日までとされているが、35 年 10 月から 40 年 8 月 31 日まで継続して勤務しており、勤務期間の全期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、健康保険厚生年金保険事業所記号順索引簿により、A株式会社は、昭和 36 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同社が申立期間①において適用事業所であった記録は確認できない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、当該事業所での被保険者の資格取得日は、申立人及び事業主を含む 19 人が昭和 36 年 10 月 1 日となっており、複数の同僚は、同日前までの勤務期間においては、厚生年金保険料を給与から控除されてはいなかったと供述している。

2 申立期間②について、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②において被保険者期間のある者 8 人から回答を得られたが、申立人が勤務していたと供述する同僚はいない。

また、雇用保険の記録から、申立人は、別会社において昭和 40 年 4 月 21 日に資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月 1 日から 34 年 3 月 2 日まで

② 昭和 41 年 5 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、株式会社 A（現在は、B 株式会社）で C 職として勤務した申立期間①及び D 株式会社で C 職として勤務していた申立期間②について、前歴の株式会社 E に勤務しながら重複して勤務したことはなく、この記録が無いのはおかしい。厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出された昭和 34 年 3 月 * 日付け F 新聞にほかの二人の同僚とともに解雇通知が公告されていることから、申立人が、当時、株式会社 A に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人を含め解雇処分された 3 人の氏名は見当たらず、健康保険証の整理番号に欠番も無い。また、処分を受けその後亡くなった一人は、処分時を含む昭和 30 年 10 月 4 日から 34 年 5 月 31 日までは、前社の株式会社 G に勤務していた記録がある。

なお、当時の事業主は、既に亡くなっており、勤務実態等について供述を得ることはできない。また、当時の同僚 4 人のうち一人は、「申立人は、営業として勤務していたが、勤務期間、保険料控除等については不明である。ほかの 3 人はすべて不明である。」と回答している。

さらに、事業主は、「申立期間の資格取得、喪失届、保険料の納付等について申立てどおりの届出を行ったかは当時の記録は一切なく不明で

ある。」と回答しており、申立ての事実を確認することができない。

- 2 申立期間②については、申立人は、株式会社Eに勤務しながらD株式会社に勤務したことはないと申し立てているが、D株式会社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間と相違する昭和40年10月1日から41年4月21日まで（6か月）の被保険者期間が確認できる。

また、D株式会社の事業主は、「同社での被保険者期間は、社会保険事務所のオンライン記録と同様で、昭和40年10月1日から41年4月21日までである。」と回答し、当該記録が確認できる当時の被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、被保険者資格喪失確認通知書（写し）を提出している。

なお、D株式会社の6か月の被保険者期間は、実際には、前歴の株式会社Eの被保険者期間と重複している。このため、株式会社Eは、その後本社移転、名称変更し、現在は株式会社Hとなっているが、同社へ当時の資料等について照会したところ、「本社の移転の際、経年のため当時の資料等は既に処分して無い。」と回答しており、申立ての事実を確認することができない。

- 3 さらに、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 1 日から 46 年 7 月 6 日まで
平成 21 年 4 月に社会保険事務所（当時）で、株式会社AとB株式会社の厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっていることを知った。株式会社Aを退職した時は、経理の担当者に手続をしてもらい脱退手当金を受給したが、B株式会社退職時に手続した記憶や受け取った記憶は無いので、調査して申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金支給を示す「脱」に丸印がしてあり、同名簿の記録から、脱退手当金の支給決定が行われていることが確認できるとともに、申立人の株式会社AとB株式会社の被保険者期間を合算した期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和47年1月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月10日から45年12月21日まで
② 昭和45年12月21日から47年1月21日まで
③ 昭和47年7月8日から47年8月26日まで
④ 昭和47年8月26日から48年7月29日まで
⑤ 昭和48年8月29日から49年11月1日まで

社会保険庁（当時）の記録では、申立期間①、②、③、④及び⑤の事業所に勤務していた期間は脱退手当金を受けていることになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る支給決定日は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和50年3月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、昭和50年4月5日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年3月7日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 1 日から 34 年 9 月 15 日まで
A 株式会社（現在は、B 株式会社）を退職後、脱退手当金を受け取ったことになっているようだが、私は受け取った記憶も請求した記憶も無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性同僚について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む昭和 32 年から 36 年までの期間に被保険者資格を喪失した脱退手当金の受給資格がある 8 人のうち 5 人が資格喪失日の約 3 か月後に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 35 年 1 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 10 日ころから同年 8 月ころまで
株式会社 A の B 工場を退職したため無職でいたところ、以前に勤めたことのある有限会社 C の社長から「何もしていないのならうちの店を手伝ってくれないか。」と声をかけられ、昭和 45 年 4 月 10 日ころから同年 8 月ころまで勤務した。同店では店員として D 業務を担当したが、厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社 C の元事業主は既に故人となっているため、当該事業主の妻に対し、申立期間に係る申立人の勤務状況等について照会を行ったが、当時の従業員に係る資料も無く不明としており、申立人の厚生年金保険料の控除を確認することができないほか、申立ての事実について供述を得ることができなかった。

また、申立期間当時に有限会社 C に勤務していた厚生年金保険被保険者に同僚照会を行ったところ、複数の同僚が申立期間に申立人が勤務していたかは不明と回答しているとともに、別の同僚一人は申立人が勤務していたとしているものの、勤務期間までは分からないと供述している。

さらに、有限会社 C に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号に欠番は無い。

加えて、申立人が申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月から 37 年 2 月 1 日まで

A市内の高等学校を昭和 36 年 3 月に卒業し、同月中に学校から紹介されたB町にあったC株式会社に入社した。同社では、D業務を担当し、退職した 37 年 7 月 31 日まで勤務した。しかし、入社時から 37 年 2 月 1 日までの期間が、厚生年金保険被保険者期間として算入されていない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社の申立期間当時の事業主は既に故人となっており、同社では、申立人に係る資料が無く、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について、不明としているが、申立期間当時、同社において厚生年金保険被保険者期間がある複数の同僚の回答により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C株式会社の現在のE課長は、「先輩から、初めはF業務担当として入り、しばらくしてから正社員にしてもらった、と聞いたことがある。」と供述しているとともに、申立期間当時の役員の一人は、「申立期間当時は社長自らが地方に出向き高等学校から学生を採用し、社会保険の加入の判断も行っていた。入社してもすぐに社会保険に加入させない人もいた。」と供述している。

また、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した日以前に資格取得した、営業担当者及び申立人と同じD業務、F業務を行っていたとする複数の同僚について、同社への入社日を照会したところ、資格取得日よりも3か月から1年10か月も前に入社したと供述する者があり、その理由について複数の同僚が「入社してもすぐには社会保険に加入しなかったの

ではないか。」と供述しており、前述のE課長及び役員の供述を裏付けている。

さらに、C株式会社において、申立人が厚生年金保険に加入する際に申立人に付された厚生年金保険記号番号の払出年月日は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、昭和37年2月7日であることが確認できるとともに、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の被保険者資格取得日が37年2月1日であることが確認できる。

加えて、同被保険者名簿において、申立人と同じ日に資格取得している3人のうちの一人は、入社日を昭和35年4月1日と供述しており、また、G校の同期生であり、同校指導要録によりC株式会社が就職先と確認できる同僚のH氏は、申立人と一緒に同社に入社したと考えられるが、同氏の被保険者資格取得日は申立人と同日となっていることから、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を入社と同時に行わなかったものと考えられる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 40 年 5 月まで

私は昭和 38 年 5 月から 40 年 5 月まで A 地にあった B 株式会社（現在は、C 株式会社）の本社工場で正社員として勤務し、D 業務に従事していた。

社会保険庁（当時）の記録では当該事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該事業所は厚生年金保険の適用事業所だったので、自分の記録が無いのは納得できない。

調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社は、申立人について申立期間とその前後の期間を調べたが、申立人の人事記録など籍を証明する資料は無く、被保険者資格の届出や保険料控除及び納付については不明としている。

また、申立期間において当該事業所に入社した被保険者に照会しても申立人に面識がないと回答している上、申立人の雇用保険被保険者の加入記録も見当たらない。

なお、国民年金被保険者台帳によれば、申立人が申立期間に国民年金の被保険者であったことが確認でき、保険料未納期間と保険料納付済期間が記載されている。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には申立期間に申立人の氏名が無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は

見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
株式会社A（現在は、B株式会社）における厚生年金保険の被保険者記録が、昭和 34 年 5 月 1 日から同年 8 月 2 日までとなっているが、実際に勤務したのは、同年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までのため、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 34 年 3 月に高校を卒業後、同年 4 月 1 日から株式会社Aに事務員として勤務していたとしている。

しかしながら、B株式会社の事業主は、「当時の人事記録及び給与関係書類を確認できず、申立人の申立期間に係る勤務実態、給与からの厚生年金保険料の控除は、不明である。当時は入社後すぐに辞めていく従業員が多かったので、1か月程度の試用期間を設けていた。」と供述している。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に、同社に入社していることが確認できる二人、及び複数の同僚に確認したものの、申立人のことを記憶している同僚はおらず、同時期入社二人の同僚の厚生年金保険被保険者記録は、申立人と同様に入社日から1か月後の昭和 34 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格取得が行われていることが確認できる上、複数の同僚から同社では試用期間があったとの供述が得られた。

さらに、申立期間当時の株式会社A事業主及び同社の経理担当者は死亡しており、申立人が唯一記憶していた同僚も既に亡くなっていることが分かり、申立人の申立内容についての供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月27日から30年11月1日まで
A株式会社に昭和28年10月25日から30年11月1日まで勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。この期間は厚生年金保険料も控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社には、申立期間について継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間後に申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できる有限会社Bで申立人と同様に新規適用日（昭和30年11月1日）から厚生年金保険に加入した同僚が、「自分が入社したのは新規適用日の前の30年4月ころであり、そのとき既に申立人は勤務していたが、新規適用日に申立人も含め一斉に加入したことを覚えている。」と供述している。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日欄には昭和28年10月25日、資格喪失日欄には同年12月29日（オンライン記録上は同年同月27日）、原因欄には退職と記載されていることが確認できる。

さらに、A株式会社及び有限会社Bの当時の事業主は既に死亡しているため、当時の人事記録及び給料関係書類を確認できず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないことから、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 2 日から同年 6 月 24 日まで
ねんきん定期便によると、有限会社Aにおける厚生年金保険の被保険者期間は、平成 7 年 6 月 25 日から 8 年 1 月 26 日までとなっているが、入社したのは前社から間を空けずに 7 年 4 月に入社し、この月は出張にも行っているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aの事業主から提出された平成 7 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び事業主の供述により、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業主は、「申立人の申立期間の 3 か月間は試用期間であり、この期間は社会保険には加入させていなかった。」と供述し、提出された平成 7 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿からも、申立人の主張する入社月から 3 か月間は社会保険料の控除額欄は 0 円と記載されており、事業主の供述と合致していることが確認できる。

また、有限会社Aに係る申立人の雇用保険の被保険者記録は、平成 7 年 6 月 26 日の資格取得となっている。

さらに、有限会社Aは平成 10 年 12 月 21 日付けで既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は提出のあった書類以外はすべて廃棄している上、同社の事業主以外の役員からは回答が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 6 日から 6 年 9 月 11 日まで
被保険者記録照会回答票によると、株式会社Aで平成 5 年 8 月 6 日に資格を喪失した後、B株式会社で 6 年 9 月 11 日に資格を取得するまでの 13 か月間が厚生年金保険被保険者期間となっていないが、株式会社Aを退職後すぐにB株式会社に入社したので空白期間があるのはおかしい。申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に株式会社AかB株式会社のどちらかで勤務していたと供述しているところ、株式会社Aが保管する申立人の平成 5 年分給与所得の源泉徴収票及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が 5 年 8 月 5 日に同社を退職していることが確認できる上、B株式会社の同僚が、「申立人は、株式会社A退職後すぐにB株式会社に勤務し、時期は 5 年 7 月ころだったと思う。」と供述していることから、申立人は申立期間ころからC担当としてB株式会社に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、B株式会社の当時の社会保険事務担当者は、「C担当として入社した契約社員は、入社後すぐに社会保険には加入せず、営業本部長、営業部長参加の会議で、勤務成績や取引先の評価により社会保険加入を決定していた。社会保険への加入が決まると総務担当の責任者である管理部長から私に資格取得の手続を行うよう指示があり、これを受けて資格取得の手続を行い翌月分の給与から保険料を控除するという事務の流れになっていた。」と供述しており、当時の営業部長も「C担当は入社してすぐには社会保険に加入できなかった。申立人も入社から 1 年後に社会保険に加入したのだと思う。」と供述している。

また、申立期間当時、B株式会社でC担当として勤務した同僚二人が、勤務した期間と被保険者期間が合っていないと供述しているが、このうち一人は、社会保険に加入してから保険料を控除されたと思うと供述している。

さらに、株式会社A及びB株式会社に在職中の申立人のD基金における加入員記録は、厚生年金保険の被保険者記録及び雇用保険の被保険者記録とも一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月ころから 48 年 12 月ころまで
申立期間に、社員として勤務していた株式会社Aの厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間当時担当業務が同一で、後に職場結婚した主人は、株式会社Bでの被保険者期間となっているので、保険料控除については覚えていないが被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間ころ株式会社Aに勤務していた同僚7人及びC担当の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社Aは厚生年金保険の適用事業所となっておらず、雇用保険の加入記録では事業所登録も確認できない。

また、株式会社Aは既に解散しており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の厚生年金保険料の控除についての供述及び関連資料を得ることができない。

一方、申立人が、申立期間に受付を担当していたとする同僚4人及び経理担当は、株式会社Bで被保険者資格を取得していることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できるものの、当該名簿により申立期間において被保険者資格を取得していることが確認できる被保険者37人に、厚生年金保険の被保険者期間と勤務期間との差異について照会したところ、26人から回答があり、複数の同僚から入社時期と被保険者資格取得時期が異なっている旨の供述があったことから、同社では必ずしも入社後すぐに社会保険の加入手続を行っていなかった事情がうかがえる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無い上、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は見当たらず、同社が加入しているD基金の加入員記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月1日から63年4月1日まで

Aイベントの仕事が終わってから職業安定所の紹介で、B市にあった有限会社Cに勤め、D社のE工場に派遣され、昭和60年9月1日から63年3月末まで働いたが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査して厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において有限会社Cに勤務していたことは、同社の元取締役が、「申立人が同社を退職した後に、不動産業者から申立人の在籍について問い合わせがあった。」と供述していること、及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から認められる。

しかしながら、有限会社Cは、商業登記簿によると昭和60年8月*日に法人設立されていることから、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしているものの、オンライン記録の事業所名簿検索の結果から適用事業所であった記録は確認できない上、前述の元取締役が「社長が亡くなり、有限会社Cの給与台帳等が残されていないので詳細については分からないが、社員の給料が少なかったため、雇用保険は加入したが、保険料の高い厚生年金保険は加入しなかった。」と供述している。

また、申立人が、事業主によって給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かについては、当該元取締役が、「社員の毎月の給料は、私が給料袋に現金を入れていたが、厚生年金保険料を控除したことはない。」と供述している上、申立人には、当該控除に対する明確な記憶が無い。

なお、申立人の国民年金に係るオンライン記録では、申立人の申立期間を含む昭和60年1月13日から63年4月1日までの期間における国民年金の

加入記録が確認でき、当該期間における国民年金保険料の納付について、60年3月30日、同年7月31日、61年4月11日及び62年7月31日の4回において、保険料の納付免除申請の記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月30日から同年7月21日まで
A株式会社（現在は、B株式会社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和28年7月21日であり、同社へ入社する前日まで勤務していたC株式会社における被保険者資格喪失日は同年1月30日となっている。同日から同年7月21日まで、厚生年金保険被保険者としての記録が無いのは納得できないので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和28年7月21日と記録されていることから、前職であるC株式会社を退職したのは、その前日の同年7月20日であり、同社における被保険者資格喪失日が同年1月30日と記録されているのはおかしいと主張している。

一方、厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる申立人の被保険者記録によると、申立期間前の昭和27年5月1日から28年1月30日までの期間における事業所名は有限会社Dと記載されており、申立人も、同社はC株式会社の事業主により経営されていたと思うとしていることから、同社が当該被保険者記録に係る事業主であり申立期間に係る事業主と認められる。

しかしながら、有限会社Dは昭和31年3月に適用事業所でなくなっており、事業主及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる同僚は、申立人の妻を除いて所在不明のため、当時の記録や証言を得ることができない上、当時は同僚だった申立人の妻も、申立人の退職期日は不明としているため、同社における申立人の申立期間に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の給与控除について確認することができない。

他方、A株式会社における勤務期間について、B株式会社の保管する人事記録（磁気記録）及び当時の同僚の供述により、申立人は、昭和28年4月9日にA株式会社に入社し、同年7月21日以降も継続して同社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、A株式会社における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和28年8月1日である同僚の一人が、「自分は新卒で同年4月に入社したが、同年7月までは試用期間だったので、その間は厚生年金に加入しなかった。」と供述し、ほかの一人は、「新卒ではなかったので入社日は不明だが、数か月間の試用期間の後に厚生年金に加入した。」と供述していることから、事業主は、当時、入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、B株式会社は、前述の人事記録のほかには申立人に係る申立期間当時の資料を保管しておらず、当時の事情は不明としているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

さらに、申立人は、給与明細書など厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月から 34 年 6 月まで

私は、A株式会社にて営業として申立期間勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時の役員 3 人及びB担当 3 人を記憶していることから、申立人は、期間の特定はできないものの、A株式会社にて勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時 40 人から 50 人の社員が勤務していたとしているところ、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に 18 人の資格取得者が確認できること、及び申立人が記憶している同僚二人の被保険者記録が同名簿で確認できないことから、当該事業所においては、厚生年金保険の加入に関し何らかの社内基準を設けていたことがうかがえる。

また、A株式会社の事業主は既に死亡しており申立期間当時の状況を確認することができない上、当時の役員は、資料が保管されていないため申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険の加入について不明であると供述している。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間又は当該期間前後に在籍が確認できる同僚のうち 3 人に申立人について照会したところ、二人から回答を得たが、申立人の申立期間に係る供述を得ることができなかった。

加えて、同名簿において、A株式会社が厚生年金保険に加入したのは昭

和 30 年 12 月 12 日であることが確認できる上、申立期間における健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の厚生年金保険被保険者記録は無い。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月から32年1月まで

私は、昭和27年1月に、株式会社Aの下請けでB町にあったC社に入社した。入社当初は道路の補修工事など2、3日で終わるような作業に従事していた。その後、ダムやトンネルの工事現場（DダムやEダム、Fダム等）に転勤となり、G担当として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の勤務状況を細部にわたり記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Aの下請けであったC社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、オンライン記録において、株式会社Aの下請けであったC社が厚生年金保険の適用事業所であったとの記録は確認できない。

また、申立人は、事業主や同僚の氏名を正確に記憶していないことから、申立人の勤務状況についての照会を行うことができない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無いほか、申立人の申立てどおりの届出が事業主により行われたことの証拠も無い。

なお、株式会社Aの事業主は「資料が無く申立人が勤務していたかどうか不明」と供述しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の氏名は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
② 昭和 46 年 12 月 1 日から 47 年 5 月 31 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）から受けた。申立期間①については、A大学B学部卒業後、C院のD科に昭和 46 年 5 月から 7 か月間勤務した。申立期間②については、E院のF科に同年 12 月から 6 か月間、同僚二人と勤務した。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、C院は、オンライン記録によると、昭和 27 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、34 年 1 月にG組合に移管しており、事業主も、申立期間当時は、G組合に加入していると回答している。

また、事業主が提出した申立人に係る昭和 46 年 5 月分から同年 11 月分までの「俸給及び諸手当支給調書」から、申立人が、申立期間当時、同院に勤務していたことが確認できるものの、H年金の保険料は控除されていない。

さらに、G組合は、申立期間当時の申立人に係る記録は無いと回答している。

2 申立期間②については、E院が提出した申立人に係る「学歴及職歴」から、申立人が、昭和 46 年 12 月 1 日から 47 年 5 月 31 日まで同院に I

担当として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、「申立人は在職していたが、当時の資格取得届を確認すると社会保険には加入していないものと思われる。」と回答しており、F科において申立人と同じ期間勤務していた同僚二人も同院における厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間当時の整理番号は連番で払い出されており、欠番は無く、申立人の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 42 年 2 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。
株式会社Aには、申立期間前にも勤務していたことがあり、当時の社長に依頼されB市（現在は、C市）にあったD店の開店準備のためE担当として昭和 39 年 8 月に入社した。当時、1歳の子供がいたので健康保険証があったと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録のある同僚 22 人に照会し、回答のあった 11 人のうち 6 人は、申立人が勤務していた記憶はあると供述しているものの、入社日や保険料控除については分からないとしているなど、申立期間における勤務実態及び保険料控除について明確な供述を得ることができない。

また、当該事業所の事業主は、「申立人は、当社に長く勤務していた従業員であるので記憶にあるが、当時の関係書類は残っていないため、申立人の勤務の実態や保険料の控除については分からない。」と回答している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人を含め 8 人に対し新しい厚生年金保険被保険者記号番号が当該事業所の資格取得時に付番されていることが確認できる。

このほか、申立人が事業主により厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 6 日から 38 年 5 月 1 日まで
A 株式会社にて昭和 34 年 8 月 1 日に入社し、59 年 2 月 1 日に同社を退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人の A 株式会社における雇用保険の被保険者記録が確認できるものの、同僚は、申立人が同社を一度退職し、その後復職した旨を供述している。

また、A 株式会社では、申立期間当時の厚生年金保険適用関係の資料は無く、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除については不明としているほか、ほかの同僚からも事業主による申立人の保険料の控除について供述を得られない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで
② 昭和 46 年 10 月 1 日から 49 年 3 月 30 日まで
社会保険事務所（当時）で確認したところ、A社及び株式会社Bで厚生年金保険に加入していた期間については、脱退手当金が支給されていることになっていたが、自分で脱退手当金を請求したことも受け取ったこともないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」が丸で囲まれているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は当時、通算年金制度を知らなかったと供述しており、申立期間の事業所を退職後、平成5年3月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が、脱退手当金の支給決定当時、受給しない明確な意思を有していたとは考え難い上、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月10日から35年8月1日まで
昭和34年3月から35年7月までA地にあった有限会社Bに勤務した。同社はC社の下請けをしていた会社で、自分の仕事はD業務だった。年金事務所で確認したところ、同社に勤務していた期間のうち、34年10月以降の厚生年金保険被保険者記録が無かった。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から、申立人が有限会社Bに勤務していたとの供述が得られるものの、申立期間における勤務について明確な供述が得られない。

また、有限会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和34年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、34年10月10日に資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、当時の事業主からは回答を得ることができず、当時の状況について確認することができないほか、回答を得ることができた同僚は、いずれも有限会社Bにおける給与計算や社会保険事務の取扱いについては不明としている。

なお、申立人が事業主により給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月 1 日から 55 年 9 月 10 日まで
② 昭和 55 年 10 月 1 日から 57 年 3 月 1 日まで

昭和 53 年ころから 55 年 9 月まで A 市（現在は、B 市）にあった C 社という会社に運転手として勤務し、同年 10 月から 57 年 2 月まで D 社か、E 社、又は F 社という会社に運転手として勤務した。年金記録を確認したところ、両社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無かった。両社は現在、それぞれ有限会社 G、H 株式会社という名称で営業している会社だと思うので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の有限会社 G における資格取得日が昭和 54 年 5 月 26 日、離職日が 55 年 8 月 31 日となっており、申立人がこの期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、有限会社 G の元事業主は、「同社が厚生年金保険に加入したのは、昭和 63 年 2 月からであり、それまでの期間は、従業員が各自で国民年金や国民健康保険に加入していた。」と供述しており、オンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、63 年 2 月 1 日であることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人が同時期に同社で勤務していたとする同僚についても記録が確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、商業登記簿謄本及びオンライン記録を確認したところ、所在地がA市で、事業所名称に「D社」、「E社」、「F社」のいずれかを含む事業所は、H株式会社及びI株式会社の2社が確認でき、そのうち、I株式会社は、平成元年12月に設立されていることから、同社が申立人の主張するF社ではないことが推認できるが、H株式会社は、昭和30年9月に設立され、同社J営業所の所在地が、K地のL施設内であり、申立人の供述と一致することから、同社が申立人の主張するE社であることが推認できる。

しかしながら、H株式会社の事業主及び回答を得ることができた同僚は、いずれも申立人が同社に勤務していたかについては記憶に無い又は不明としているほか、申立期間②における雇用保険の記録も確認できない。

また、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行ったか、申立期間に係る保険料を申立人の給与から控除したかについては、当時の資料を保存していないため不明としている。

なお、H株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間に申立人の氏名は無く、整理番号は連番であり、欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4060

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 30 日から 47 年 2 月 1 日まで
株式会社Aに申立期間も勤務していたのに、社会保険庁（当時）の記録によれば、厚生年金保険に未加入になっている。

途中で退社はしておらず継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、事業所名称は不明だが、昭和 37 年 7 月 1 日から 47 年 11 月 30 日まで継続した被保険者記録があること、及び申立人の株式会社Aに係るオンライン記録から判断すると、申立人は、申立期間において株式会社Aに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所の事業所別被保険者名簿によると、株式会社Aは、昭和 46 年 10 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、47 年 2 月 1 日に同じ事業所名称で新たに厚生年金保険の適用事業所になっていることから、当該事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人に係る資格喪失日（昭和 46 年 10 月 30 日）が確認できるとともに、健康保険証が返納されたことが確認できる。

さらに、株式会社Aの事業主は既に死亡しており、供述及び関連資料を得ることができないほか、同僚についても連絡先が不明のため供述が得られず、申立期間における保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月29日から同年4月1日まで
昭和50年1月29日から同年4月1日までは、株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。この会社は法人事業所であるので厚生年金保険に加入していたはずである。この記録には納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にB区にある株式会社Aに勤務していたとしているところ、雇用保険の被保険者記録によると、同社での加入記録は見当たらない上、当時の同僚に照会した結果、申立人を記憶している者がおらず、勤務の実態が確認できない。

また、株式会社Aからも、「当時の資料等が無いため申立人の在籍及び申立期間当時の社会保険の加入状況について確認できない。」との回答がある上、株式会社Aが加入しているC組合は、「申立人の加入記録は見当たらず、申立人が健康保険に加入していた事実が確認できない。」と回答している。

さらに、株式会社Aの申立期間当時の事業主の妻は、「申立人についての記憶は無いが、申立人が在職していたとする昭和50年当時は、短期間で退職する方が多く、入社して3か月間は見習期間と定めており、その間は社会保険に加入させていなかった。申立人が主張している勤務期間から考えると、在職していたとしても社会保険に加入させていなかったと思う。」と供述していることから、申立人は、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年3月29日から10年9月21日まで
② 平成10年10月16日から11年6月15日まで
③ 平成12年10月2日から15年7月1日まで

申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際に受け取った給与額にくらべて低くなっている。申立期間に係る標準報酬月額を調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、株式会社Aが保管する申立人に係る平成9年分から10年分までの源泉徴収票の支払い金額欄に記載されている金額を勤務月数で割り、1か月あたりの報酬月額を推計したところ、オンライン記録にある標準報酬月額を上回っていたことがうかがえる。

また、申立期間③について、株式会社Aが保管する申立人に係る平成12年分から15年分までの源泉徴収票及び被保険者標準決定通知書、さらに、申立人が提出した12年10月から16年2月までの預金通帳の振込記録により、給与に賞与を加えて申立期間の報酬月額を推計したところ、オンライン記録にある標準報酬月額を上回っていたことがうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、当該源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額を基に推計した標準報酬月額、社会保険事務所（当時）に記録されている申立人に係る標準報酬月額の記録と一致している上、株式会社Aが提出した平成9年分から10年分まで及び12年分から15年分までの源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された額並びに13年から15年までの厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の内容欄に記載された額が、オンライン記録にある標準報酬月額から計算された健康保険、介護保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険の額を加算した額とほぼ等しくなることから、申立期間①及び③に係る標準報酬月額については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②について、B株式会社は本店所在地移転及び担当者変更のため、申立人に係る源泉徴収票、賃金台帳等の関係書類を確認できず、当時の状況は不明と回答している上、申立人は、申立内容を裏付ける給与明細書等を保管していないことから、申立てどおりの保険料控除がなされていた事実を確認することができない。

なお、申立期間に係る同僚一人の給与明細書に記載されている厚生年金保険料は、オンライン記録にある標準報酬月額に見合う金額が控除されていたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月1日から27年2月1日まで
私は昭和26年12月1日からA株式会社B支店において正社員として勤務したが、厚生年金保険被保険者記録では、27年2月1日が被保険者資格の取得日となっている。厚生年金保険には正社員になった時から加入していると思うので、調査の上、記録を回復させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する人事記録及び雇用保険の記録により、申立人が同社に昭和26年12月1日から継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の取扱いについて事業主に確認したところ、「申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び納付状況については不明であるが、当時は支店の裁量が大きく、採用後、すぐには社会保険に加入させない支店もあった」と供述している。

また、申立期間前後に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚から、「正社員登用後に数か月程度の試用期間があり、その間は健康保険証が無かった」、「試用期間では雇用保険の保険料のみが控除されていた」との供述が得られたことから、当時のA株式会社B支店では正社員登用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号(*)の資格取得日は昭和27年2月1日であることが確認できる。

なお、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 43 年 1 月まで

社会保険庁（当時）の記録では、A施設内にあった有限会社Bに勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無いが、私の後任で入社した妹は、同社での被保険者記録があると言っている。

第三者委員会で調査の上、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所別被保険者名簿及び適用事業所名簿から、有限会社B（以下「C社」という。）は、昭和 43 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できることから、申立期間当時において、C社は適用事業所ではないことが確認できる。

また、C社の当時の事業主から、「昭和 43 年 7 月に厚生年金保険に加入したのは、当時A施設内で当該加入の話が持ち上がったのがきっかけであり、ほかの会社と一斉に加入した記憶がある。私及び当時在籍していた社員全員が 43 年 7 月からの加入である。」との供述が得られたところ、事業所別被保険者名簿からは、43 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得しているものが事業主を含め 10 人確認できる。

なお、適用事業所名簿においてC社の厚生年金保険適用年月日が記されている頁からは、C社のほか3事業所（所在地はいずれもC社と同じである。）についても、昭和 43 年 7 月 1 日に適用事業所に該当していることが確認できる。

さらに、同僚の一人からは、「私は昭和 35 年からC社に勤務しているが、43 年 7 月から厚生年金保険の加入記録がある。従業員の人数の関係

で加入できなかつた時期もあつたはずである。また、私は同年6月までは国民年金に加入し、当該保険料を納付していた。」との供述が得られた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 2 月から 49 年 4 月 30 日まで、A 院（現在は、B 院）に継続して勤務していたが、申立期間の被保険者記録が無い。申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に A 院に勤務していた複数の元同僚は、申立人が申立期間において A 院に勤務していたと供述しているものの、勤務期間については「不明である。」と供述している上、事業主は、「申立人の申立期間について、雇用していたかどうか不明。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務を確認することはできない。

また、事業主及び複数の元同僚は、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について「不明」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 1 月 31 日まで
② 昭和 52 年 2 月 1 日から同年 8 月 30 日まで
③ 昭和 53 年 12 月 1 日から 54 年 4 月 20 日まで

私は、申立期間①は、A施設(事業所名はB株式会社)の2階にあったC場で勤務した。申立期間②及び③は、D株式会社に先に勤務していた前職場の元同僚に誘われて、同社に入社しE担当として勤務した。しかしながら、すべての申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人及び元同僚の供述により、申立人が申立期間にB株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間のB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる元同僚 12 人に照会したところ、多数の元同僚が「B株式会社は入社してから3か月は試用期間で、この期間は厚生年金保険に未加入であった。」と供述している。

また、B株式会社は昭和 49 年 3 月 * 日に親会社のF株式会社に合併され、F株式会社は 52 年 6 月 * 日に破産宣告し、平成元年 2 月 * 日に破産終結となっている。同時期に、F株式会社の元事業主は再度、F株式会社を設立し現在に至っているが、現在の事業主は、「当時の資料は保存しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の届出については不明であり、給与からの厚生年金保険料の控除は不明。」と回答しており、申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除については確認することができなかった。

さらに、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の記録は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、申立期間①において、雇用保険の被保険者記録も無い上、事業主により保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、直前に勤務していた事業所で知り合った元同僚に入社を勧められD株式会社に入社したと供述しており、その元同僚には、申立人の申立てのとおりに直前に勤務していた事業所とD株式会社の厚生年金保険被保険者記録があることから、期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間②及び③において、同社に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、申立期間②及び③のD株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる元同僚 12 人に照会したところ、多数の元同僚が「D株式会社は入社してから3か月から6か月は試用期間で、この期間は厚生年金保険に未加入であった。」と供述している。

また、申立人にD株式会社の入社を勧めた元同僚は、申立人の供述によると、昭和 52 年 2 月 1 日に入社したとする申立人よりも先に当該事業所に入社したとされているところ、元同僚の当該会社における厚生年金保険被保険者資格取得日は同年 6 月 1 日であったことが確認できる。

さらに、事業主は、「当時の資料は保存しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の届出については不明であり、給与からの厚生年金保険料の控除は不明。」と回答しており、申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除については確認することができなかった。

加えて、申立期間②及び③のD株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の記録は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間②及び③において、雇用保険の被保険者記録も無い上、事業主により保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 16 日から 40 年 4 月 27 日まで

私は、A 工事をしていた B 株式会社の現場宿舎で、昭和 38 年から工事終了までの間、C 担当をしていた。しかしながら、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が見当たらない。当時の失業保険被保険者証を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から勤務していたことが確認できる複数の同社元社員は、「A 工事の現場宿舎に C 担当として申立人らしき人がいた。」と供述しており、また、「事業主名が不明」ではあるが、申立期間と同一期間の雇用保険の被保険者記録が存在することから、申立人が申立期間に B 株式会社現場宿舎で C 担当として従事していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、B 株式会社では、現場総責任者 D 氏が率いる「E 班」に所属していたと申し立てているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に勤務していたことが確認できる元社員 11 人に照会したところ、多数の元社員は、「D 氏は B 株式会社の名義請負人であって、同社の名を使っていたが、同社の下請人である。E 班に所属する申立人は同社の社員ではなく、申立人に同社から給与を支給していたことはない。」と回答している。

また、B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の記録は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い上、申立期間において、申立人が一緒に働いたと供述している申立人の夫及び D 氏の厚生年

金保険被保険者記録も無い。

さらに、B株式会社は昭和 44 年 9 月 * 日に解散しており、元事業主も死亡していることから、申立人の同社での勤務状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人が提出した失業保険被保険者証には、F 公共職業安定所管轄の事業所番号が記載されているが、当該職業安定所では事業所名は不明であるとしている上、申立人が事業主により申立期間に係る保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月から 9 年 9 月まで

A 株式会社に勤務していた平成 8 年 11 月から 9 年 9 月までの期間について、標準報酬月額が 17 万円となっているが、給与明細書によると、同期間の給与総支給額は 37 万円以上である。申立期間の標準報酬月額を給与支給額に合わせて訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、当該額が社会保険庁（当時）の記録する標準報酬月額を上回る場合に記録の訂正をすることとなる。

しかしながら、申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書上の報酬月額は、社会保険庁の記録する報酬月額を上回っているが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁が記録する申立人に係る標準報酬月額の記録と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 2 月 5 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 47 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私の厚生年金保険被保険者記録には、株式会社Aと有限会社Bに勤務していた記録が無い。株式会社Aには昭和 44 年 2 月ころから同年 5 月ころまで勤務していた。また、有限会社Bには 47 年 7 月ころから同年 10 月ころまで勤務していた。当時、厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元同僚の供述から、期間は特定できないが、申立人が株式会社Aに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、元同僚の供述によると、申立期間当時、株式会社Aには 50 人から 60 人の従業員がいたが、厚生年金保険被保険者数は、事業所の事業所別被保険者名簿により 37 人であることが確認できる上、申立期間当時勤務していた元同僚は、「申立期間当時、健康保険、厚生年金保険に加入しない従業員もいた。私は、入社時は健康保険に加入しなかったが、病気になったことを契機に健康保険に加入した。」と供述していることから、当時、当該事業所では、従業員全員を必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことが推認できる。

また、株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿に、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は無く、同期間の健康保険の整理番号に欠番は無い。

2 一方、申立期間②の有限会社Bについては、厚生年金保険の適用事業

所としての記録は無く、元事業主は、「兄弟で仕事をしていて他人を雇ったことは無い。申立期間当時は個々に国民年金に加入していた」と供述している。

- 3 申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 39 年 4 月 1 日まで

昭和 37 年ごろから 40 年 1 月 25 日まで、A社を通じてB株式会社の作業現場でC職として勤務したが、同社での厚生年金保険の加入期間は 39 年 4 月 1 日からとなっており、申立期間の記録が無い。長女誕生後の 38 年 7 月ごろにA社の計らいで同社が加入する健康保険組合の被保険者となり、退職時に同社に健康保険証を返しに行った記憶がある。健康保険加入と同時に厚生年金保険にも加入したと思うので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における申立人の勤務状況に係る記憶が同僚の供述と一致することから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間もA社を通じてB株式会社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B株式会社に係る事業所別被保険者名簿及び適用事業所名簿では、同社は、昭和 39 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる上、A社についても、適用事業所名簿において厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

また、申立人が同僚の氏名を記憶していないため、B株式会社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所となると同時に被保険者資格を取得した二百数十人の中から、申立人と健康保険番号が近接する被保険者 9 人を抽出し、同僚照会を実施したところ、回答があった 3 人はいずれもA社に所属していたとしているものの、申立人については記憶していなかった。そのうち、昭和 36 年 5 月

からA社を通じてB株式会社で勤務していたとする同僚は、「自分も申立人と同様、申立期間当時の厚生年金保険の加入記録が無いが、厚生年金保険に加入する以前から健康保険には加入していた。」とし、同じように36年12月から勤務していたとするもう一人の同僚も、「申立期間当ても健康保険には加入していたと思うが、厚生年金保険料が控除されていたかどうかは記憶に無い。」とした上で、「在勤中、A社は、B株式会社から独立して新たに会社を立ち上げ、40年12月1日にDとして厚生年金保険の適用事業所となった。」と述べている。

さらに、オンライン記録から、B株式会社での資格喪失と同時にDで資格を取得していることが確認でき、当時、A社に所属していたとみられる十数人について、厚生年金保険の加入状況を調査したところ、いずれも申立人と同様、申立期間当時の被保険者記録が無い。

加えて、B株式会社は既に廃業し、当時の事業主の連絡先が不明であり、A社の代表者も既に他界していることから、これらの者から申立てに係る事実を確認できる資料及び供述が得られない上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 12 月 1 日から 13 年 3 月 1 日まで
② 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで
③ 平成 16 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A株式会社に勤務した申立期間①並びに有限会社Bに勤務した期間のうち、申立期間②及び③の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と異なっていることが分かった。当時の給与明細書等を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が提出したすべての申立期間に係る給与明細書において確認できる事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月から 28 年 12 月まで
② 昭和 30 年 8 月から 34 年 1 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の記録が無いとの回答があった。

申立期間①は、昭和 26 年 4 月に中学の同級生二人と一緒に入社した地元企業の A 株式会社 B 工場に勤務していた期間であり、同級生二人には厚生年金保険の加入記録がある。また、申立期間②は、C 株式会社（現在は、D 株式会社）に勤務していた期間であり、31 年 1 月には業務上の必要により社長命令で自動車運転免許を取得しているが、同社での資格取得日は 34 年 2 月となっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が A 株式会社 B 工場と一緒に入社したとする同級生二人及び上司一人の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 株式会社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には事業主の氏名の記載が無く、商業登記簿謄本も無いことから、事業主の特定ができず照会できない上、申立人及び同僚等が記憶している同社の工場長に照会するも既に他界しており、申立人の勤務の実態及び保険料の控除について確認することができなかった。

また、一緒に入社したとする同級生二人は、いずれも昭和 26 年 4 月に入社したと供述しているが、厚生年金保険被保険者資格取得日は、同期入社で同内容の業務に従事していたとしているにもかかわらず、

一人は 28 年 2 月 1 日、ほかの一人は同年 3 月 8 日と相違している上、いずれも入社してから 2 年近く経過した後の取得となっており、かつ、申立人と同時期に中学校を卒業してほかの会社を経て遅れて同社に入社し、申立人同様の業務に従事していたとする別の同級生一人の資格取得日は、前記同級生二人の資格取得日より早い 27 年 10 月 1 日となっていることから、A 株式会社 B 工場における厚生年金保険の加入に係る取扱いは、従業員によって異なっていたと推認される。

さらに、A 株式会社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く健康保険被保険者番号にも欠番は無い。

加えて、申立人が記憶している上司の一人は、「A 株式会社は、E 株式会社を買収し、A 株式会社 F 所とした。」と供述していることから、E 株式会社についても調査したが、同社の工場長と A 株式会社 F 所の工場長が同一氏名であること、及び両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A 株式会社 F 所の厚生年金被保険者のうち工場長を含む 12 人は、E 株式会社の被保険者であったことが確認できることから、両社の関連性は認められるものの、E 株式会社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿において、申立人及び昭和 26 年 4 月に申立人と一緒に入社したとする前述の同級生二人の氏名は無く、健康保険被保険者番号にも欠番が無い上、E 株式会社に係る同僚照会において、回答のあった二人の同僚（いずれも A 株式会社 F 所における厚生年金保険資格記録も有している。）も申立人の記憶はあるが、具体的な勤務期間は不明と回答している。

- 2 申立期間②について、申立人が記憶している上司は、申立人が部下であったこと、及び申立人が普通自動車運転免許を会社で取得したことを認めていることから、申立人が申立期間②に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該上司は、「申立期間②当時、C 株式会社には見習期間制度があり、申立人は、普通自動車免許取得後もしばらくは見習期間であったであろう。」と供述している。

また、D 株式会社に照会したところ、当時の資料は既に廃棄しており、申立人の勤務の実態、厚生年金保険の加入状況は不明としながらも、同社の元社員に照会した結果を基に「申立期間当時は、勤務期間が即厚生年金保険加入期間であったとは限らない。」と回答している。

さらに、当時の事業主は既に他界している上、申立人が記憶しているとする同僚一人も 56 年前のことで記憶が無いと供述しており、申立人の勤務の実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確

認することができない。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年6月1日から38年1月16日まで
② 昭和38年6月2日から同年9月1日まで
③ 昭和39年2月25日から40年9月26日まで

私は、昭和35年6月1日から40年9月25日まで有限会社A（現在は、株式会社B）に継続して勤務していたが、年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会するとすべての申立期間に被保険者記録が無いと言われた。

すべての申立期間は、厚生年金保険料を毎月給与から控除されていたはずであり、納得できないので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、事業主及び複数の同僚の供述から、申立人が有限会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、有限会社Aは、昭和38年1月16日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではない。

また、当時の事業主の妻である現在の事業主（以下「事業主」という。）は、「有限会社Aにおいて厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年1月16日以前には、社員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」旨の供述をしている。

さらに、同僚8人に照会し回答を得た5人のうち、二人は、「厚生年金保険に加入した昭和38年1月16日以前には、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」旨の供述をしている。

2 申立期間②及び③について、事業主及び複数の同僚から申立人が有限会社Aに勤務していたとの供述はあったが、期間を特定できる明確な供述は得られなかった。

また、事業主は、「私は、申立期間②及び③において厚生年金保険の事務を担当しておらず、資料は保存されていないことから、厚生年金保険料の給与からの控除について不明である。」旨の供述をしており、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができなかった。

さらに、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和38年6月2日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、再度同年9月1日に被保険者資格を取得し、39年2月25日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、その記載に訂正や不自然な点は見当たらない。

3 このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで
私は、A株式会社を退職するときに、会社にも上司にも昭和 49 年 3 月末日での退職の意思を伝えていたので、その意識でいたが、私の厚生年金保険の資格喪失日が同年 3 月 30 日となっていることに驚いている。資格喪失日を同年 4 月 1 日に訂正し、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社に昭和 49 年 3 月末日付けの退職願を提出し、同日をもって退職したと主張している。

しかしながら、B組合の被保険者記録では、昭和 49 年 3 月 30 日資格喪失と記載されており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致する。

また、雇用保険被保険者記録では、申立人の同社における離職日が昭和 49 年 3 月 30 日と記録されている。

さらに、A株式会社では、当時の人事記録及び給与関係書類は保存されておらず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

加えて、同僚照会の結果でも申立人が主張する昭和 49 年 3 月 31 日の退職がうかがえる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年3月2日から24年6月15日まで
② 昭和24年7月1日から25年7月1日まで

申立期間①はA県のB株式会社C所に、申立期間②はD株式会社に勤務していたが、厚生年金保険加入記録が無い。申立期間は厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、B株式会社C所に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであると主張しているが、同社C所は、E工場であったためFにより、戦後に解散しており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると昭和20年8月31日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことが確認できる。

また、B株式会社C所の事業を継承したG株式会社に照会したところ、B株式会社C所は、戦後、H株式会社I工場、J株式会社の名称を経てG株式会社となったものであり、申立期間当時はH株式会社I工場の名称であったとしていることから、H株式会社I工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、同名簿に申立人の氏名が無く、健康保険番号に欠番も見当たらない。

さらに、H株式会社I工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から同僚5人を抽出して照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

2 申立期間②について、申立人は、D株式会社に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであると主張している。

しかしながら、D株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から同僚5人を抽出して照会したが、申立人を記憶している者がいなかった。

また、D株式会社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在等も不明であることから、申立内容を確認できる資料や供述等が得られない。

さらに、申立人は、申立期間②に給与から厚生年金保険料が控除されていたことの記憶が曖昧であるほか、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険番号の欠番も無い。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 21 日から同年 10 月 21 日まで
A 株式会社に昭和 27 年 4 月 1 日に入社し、B 所で庶務事務員として 29 年 4 月 20 日まで勤務した後、C 制度を利用し同年 4 月 21 日から同年 10 月 20 日まで休職して D 試験の受験勉強及び受験をした。この間は給与を全額支給されており、社会保険にも加入し保険料を 1,000 円くらい控除されていたと思うが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の 70 年史によると、「C 制度は、即時解雇を避けて C とし、180 日または 360 日の間、賃金を全額支給して将来の方針を立てさせ、満期にあたり解雇するものであった。」としているが、当該制度利用者を社会保険の被保険者とするか否かは記載されていない。

一方、A 株式会社の 70 年史、申立人の詳細な当時の状況説明及び同僚二人の供述から判断すると、申立人が申立期間に A 株式会社 B 所を休職（C 制度の利用許可を受け）し、給与相当分の金額を受給していたことがうかがえる。

しかしながら、同僚照会した 30 人のうち、回答のあった 18 人のうち 6 人が、「C 制度があったことを知っていた。しかし、C 期間に社会保険の被保険者とする制度であったかは不明である。」と供述している。一方、上記以外の 12 人は、「C 制度があったことを知らない。」と供述し、また、回答のあった全員が、「申立人が申立期間に厚生年金保険料を控除されていたかは不明である。」と供述している。

さらに、A 株式会社の E 本社は、「C 制度が当該制度使用者を社会保険

の被保険者とする制度であったか否かは当時の資料が無く不明である。また、申立人の申立期間に係る社会保険の資格の喪失、保険料の控除及び納付についても不明である。」と回答している。

加えて、申立人は、「当時の給与は1万1,600円くらいで、社会保険料は1,000円くらい控除されていたと思う。」とするのに対し、当時の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から標準報酬月額が8,000円となり、当該標準報酬月額から社会保険料を計算すると360円となることから、申立人の供述する控除額の約3分の1であり大きく異なる。

なお、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、資格取得日は昭和27年4月1日で、資格喪失日は29年4月21日と記載されており、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等も無く、その他の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 12 日から 58 年 5 月 20 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A株式会社に勤務した昭和 57 年 10 月 12 日から 58 年 5 月 20 日までの期間が7か月空白となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA株式会社における被保険者記録を有する同僚 43 人に照会したところ、22 人から回答があり、うち4人が「申立人は同社に勤務していた。」としているものの、勤務期間について、いずれも「不明。」としていることから申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

また、複数の同僚から試用期間があった旨の供述が得られたほか、申立人の雇用保険の被保険者記録には、A株式会社における被保険者記録が無い。

さらに、A株式会社は既に解散しており、事業主は同社における厚生年金保険の被保険者記録が無いため照会先を確認できず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 24 日から 37 年 4 月 1 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、申立期間について昭和 37 年 8 月 29 日に脱退手当金を受けていることになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されているとともに、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、支給決定後の翌年に申立期間に係る事業所と同一事業所の被保険者資格を別の記号番号で再取得している上、当該被保険者期間に一緒だった同僚から「私は厚生年金保険を一度精算してしまったから別番号である。」と申立人から聞いた。」との供述があることを踏まえると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金の受給を認識していた可能性がある。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年12月26日から20年4月1日まで
社会保険庁(当時)の記録によると、A株式会社所属の船舶でB見習いとして勤務していた申立期間が、船員保険の被保険者ではないこととされているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、乗船していたA株式会社のC船が座礁したとする昭和19年12月*日以後も当該事業所の社員として陸上勤務を行っていたと主張している。

しかしながら、船員保険法の昭和20年2月の改正により、船員保険の範囲が拡大されて、下船中の船員も被保険者となるのは、同年4月1日からであることから、同年3月31日までは、下船中の船員は被保険者になることができない期間であると認められる。

また、申立人の船員保険被保険者台帳においても、船員保険の被保険者資格を喪失した日は、C船が座礁した日であると申立人が主張する日であり、船員保険の被保険者資格を再取得した日は、昭和20年4月1日と確認できる。

さらに、C船に係る船員保険被保険者名簿には、申立人を含む71人の氏名が掲載されているが、そのうち、申立人を含む33人の被保険者資格の喪失した日は昭和19年12月*日となっており、同日以後に資格喪失している者はいないことから、申立人は同船が座礁した日をもって同船に係る船員保険の被保険者資格を喪失したものと認められる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月から33年5月まで
昭和32年4月から33年5月までA株式会社でB業務をしていた期間が、厚生年金保険に未加入となっている。調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間にA株式会社の被保険者であったことが確認できた者のうち、連絡先の確認ができた同僚8人に照会し6人から回答が得られ、二人が申立人の名前を記憶していることから、期間の特定はできないものの申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがわれるが、前述二人の同僚から保険料の控除等についての供述を得ることができなかった。

また、前述6人のうち二人から、「3か月間は試用期間で、その間は社会保険に入れていなかった。」との供述があり、申立人より先に入社し申立人と社宅で同居していたとする同僚の資格取得日は、申立期間中の昭和33年1月1日となっていることが確認できる。

さらに、A株式会社は既に事業を廃止し、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4085 (事案 742 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 5 月 10 日まで
② 昭和 45 年 6 月 1 日から 47 年 5 月 31 日まで

1 申立期間①について、厚生年金保険被保険者証が昭和 44 年 5 月 6 日に再交付されたものであるため、A株式会社（現在は、B株式会社）における厚生年金保険の加入は、それ以前になされていると思う。よって、被保険者資格取得日を同年 4 月 1 日に変更してほしい。

2 申立期間②について、昭和 44 年 4 月から 47 年 5 月末までA株式会社に勤務していたが、国（厚生労働省）の記録では 44 年 5 月 10 日から 45 年 6 月 1 日まで厚生年金保険に加入となっている。申立期間②も被保険者であったことを認めてほしい。

今回、元上司のC所長への就任は昭和 45 年 11 月 26 日以降であり、同氏は同年 11 月 26 日から厚生年金保険に加入していたのが分かったこと、同年 6 月 1 日に辞めた別の同僚は、自分が辞めた後も私が会社にいたと言っていることから、再申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社では、申立期間①当時の厚生年金保険関係の資料は保存されていないことから、申立人に係る厚生年金保険の適用及び保険料の控除等については不明としている上、同僚からも申立人の保険料の事業主による給与からの控除等について供述を得ることができなかった。

また、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、申立人の厚生年金保険被保険者証は昭和 44 年 5 月 6 日に再交付されたものであるので、A株式会社における厚生年金保険の加入は同年 4 月 1 日であるとの主張について、D社会保険事務局（当時）では、「資格取得届の提出の際、同時に年金手帳（厚生年金保険被保険者証）を添付することになる。紛失していたために再交付をされたということも考えられるが、当時の関係書類が無いため、判断できない。」としている。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、複数の同僚等の供述によりA株式会社における勤務は推認できるものの、同社の当時の事業主は他界し、同社において当時の関係資料は保存されておらず、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないなどのことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 13 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、新たに複数の同僚に照会したが、申立人の厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について具体的な供述は得られず、事業主にも再度照会したが、新たな関連資料等はないとしている。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4086 (事案 293 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 1 月 15 日から 29 年 12 月 25 日まで
10 代のころ、A 地の B 株式会社 (現在は、C 株式会社) に中学校の同級生 4 人と一緒に入社し働いていた。同社を退職して失業保険ももらったくらいだから半年以上は勤務していたと思う。一緒に入社した同僚は厚生年金保険に加入していたので、私も申立期間当時、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の一部の期間については、前回申立て (申立期間は昭和 27 年 12 月 25 日から 29 年 2 月 28 日まで) において、同僚の供述により申立人が B 株式会社に勤務していたことはうかがえるものの、同社では申立期間に係る記録は保存されていないこと、同僚からも申立人の保険料が事業主により給与から控除されていたとの供述が得られないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、前回の申立期間以外の期間を含むすべての申立期間について、新たに照会した複数の同僚は、入社してもすぐには正社員になれず、正社員になるまでの間は保険料は控除されていなかったと思うと供述しているところ、B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚が入社したとする日から厚生年金保険の被保険者となった日まで数か月から数年あることが確認できるほか、事業主も新たな資料は無いとしている。

また、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

前回申立てがあった期間については、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこと、及び新たな申立期間についても、上記のとおり、申立人の事業主による保険料控除を確認できる事情は無いことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月から36年9月26日まで
昭和34年4月からA株式会社B工場に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は36年9月26日となっている。
保険料を給与から控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

一人の同僚からは、申立期間当時、申立人がA株式会社B工場に勤務していたとの供述を得られたものの、ほかの同僚からは申立人の当該事業所における勤務期間についての供述は得られない。

また、A株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、商業登記によりその存在を確認することもできず、当時の事業主も所在不明であることから、申立人の保険料の事業主による給与からの控除について照会することができない上、同僚からも、申立人の申立期間の保険料の事業主による給与からの控除について供述は得られない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月15日から33年8月1日まで
私の夫は、昭和24年5月1日から58年3月29日までA株式会社に継続して勤務していたが、申立期間の被保険者記録が無い。申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間におけるA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が同社の事業主として記載されている上、申立期間当時に同社に勤務していた複数の元同僚も申立人が勤務していたと回答していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同名簿によると、申立人の実弟で経理担当であった者の被保険者資格喪失日は、申立人と同日になっていることが確認できる。

また、申立人が昭和26年5月15日に資格喪失した後の27年1月24日に書き換えられた上記名簿に申立人の氏名は確認ができない上、同名簿には被保険者資格を再取得した33年8月1日までの間において複数回の定時決定処理及び2度の健康保険被保険者証の更新が行われているが、いずれの機会においても事業主(申立人)から提出される当該届出の記録は確認ができない。

さらに、当該事業所の元同僚からも厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申

立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は申立期間において同社の事業主であり、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、仮に申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたとしても、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 2 月 13 日から同年 4 月 1 日まで
私は、平成 9 年 2 月 12 日に有限会社 A を退職し、健康保険証を返納したが、同年 2 月分及び同年 3 月分の給与から厚生年金保険料が控除されている。9 年 1 月から同年 3 月までの給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 9 年 2 月 12 日に有限会社 A を退職し、健康保険証を返納した旨の供述をしているところ、雇用保険の被保険者記録により、申立人が、同日に同社を離職した記録が確認できる。

また、事業主から提出を受けた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が平成 9 年 2 月 13 日に有限会社 A に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる。

一方、申立人から提出を受けた平成 9 年 2 月及び同年 3 月の給与明細書の厚生年金保険料控除欄に控除額の記載が確認できるものの、事業主は、「当社における給与からの社会保険料控除方式は、翌月控除方式を採用しており、同年 2 月の給与明細書に記載された保険料控除額は同年 1 月の厚生年金保険料控除額である。また、同年 3 月の給与明細書に記載された支給金は退職金として支給したものであり、当社の給与計算システム上の制約から、同給与明細書に厚生年金保険料控除額を計上しているが、この金額は「その他」欄にマイナス計上して相殺しており、実質的には、同年 2 月の厚生年金保険料の控除はしていなかった。」旨の供述をしている。

さらに、事業主から提出を受けた有限会社 A における平成 9 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料の控除金額は、申立人から提

出を受けた9年1月及び同年2月の給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額の合計額と合致している。

なお、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成9年2月13日であり、申立人が主張する9年2月及び同年3月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立期間は、国民年金の保険料納付済期間となっている上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から54年8月まで
② 昭和62年12月から平成7年2月まで

申立期間①のA社には、昭和49年7月1日から54年8月31日まで、申立期間②のB社には、62年12月1日から平成7年3月30日まで、それぞれC員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の標準報酬月額は当時の固定給及び歩合給を含めた給与額と異なり、引き下げられているので、当時の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、社会保険庁（当時）の記録は固定給及び歩合給を含めた当時の給与額から算定した標準報酬月額とは異なり、減額された記録となっていると申し立てている。

しかしながら、申立期間①当時に被保険者記録がある9人の同僚に照会し、回答のあった3人全員が、「当時、支給されていた給与額については、はっきり覚えてはいないが、自分についての被保険者記録に間違いがあるとは思っていない。」旨を供述している。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿とオンライン記録との標準報酬月額は合致しており、かつ、事業所が提出した昭和49年7月の「厚生年金保険資格取得確認通知書及び標準報酬決定通知書」及び54年9月の「被保険者資格喪失確認通知書」とオンライン記録との標準報酬月額も合致していることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、

申立人の標準報酬月額の記事内容に不備は無く、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も認められない。

加えて、当該名簿によると、申立期間①内の昭和 50 年 9 月及び 52 年 9 月に厚生年金保険の標準報酬月額が随時改定が行われているが、上記同僚の供述を踏まえると、これは給与の増減の都度、事業主の届出に基づいて標準報酬月額が改定されたものとするのが自然である。

- 2 申立期間②について、申立人は、社会保険庁の記録は固定給及び歩合給を含めた当時の給与額から算定した標準報酬月額とは異なり、減額された記録となっていると申し立てている。

しかしながら、申立期間②当時に被保険者記録のある 13 人の同僚に照会し、回答のあった二人の同僚は、「当時、支給されていた給与額については、はっきり覚えてはいないが、自分についての被保険者記録に間違いがあるとは思っていない。」旨を供述している。

また、B社は平成 10 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、申立期間②に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間②の報酬月額及び保険料控除額について確認ができないとしている。

さらに、申立人のB社に係る被保険者資格記録照会回答票によると、申立期間②内の平成 3 年 1 月 1 日、4 年 1 月 1 日、同年 7 月 1 日、5 年 1 月 1 日、同年 9 月 1 日及び 6 年 7 月 1 日に厚生年金保険の標準報酬月額の随時改定が行われているが、上記同僚の供述を踏まえると、これは給与の増減の都度、事業主の届出に基づいて標準報酬月額が改定されたものとするのが自然である。

- 3 申立人が申立期間において、事業主により給与から申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 12 日から 50 年 6 月 17 日まで
A株式会社（現在は、B有限会社）に昭和 49 年 5 月 12 日から 50 年 12 月 29 日まで勤務していたにもかかわらず、49 年 5 月 12 日から 50 年 6 月 17 日までの記録が確認できなかった。申立期間当ても厚生年金保険料を控除されていたため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録により、期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、A株式会社は昭和 50 年 6 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間には適用事業所ではないことが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同年 6 月 17 日付けで健康保険の整理番号 1 番から 53 番までの 53 人が資格を取得していることが確認でき、同日より前に同社で厚生年金保険の記録が確認できる者は見当たらなかった。

また、所在を確認できたA株式会社の当時の被保険者に対し照会を行ったが、複数の者が、「A株式会社は、昭和 50 年 6 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所となったので、その前は同社における厚生年金保険に加入していなかった。」旨の供述している上、申立人の厚生年金保険への加入及び給与からの事業主による保険料の控除をうかがわせるような資料及び供述を得ることはできなかった。

さらに、A株式会社の事業主は「当時の記録はすべて処分しており回答できない。」旨の供述をしている。

加えて、申立人が記憶する同僚は、申立期間について、国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

なお、申立期間当時に、A株式会社の事業主の厚生年金保険被保険者記録が確認できるC株式会社及び申立人がA株式会社の前身であったと記憶する株式会社Dに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も確認したが、申立期間において申立人の氏名は確認ができない上、健康保険の整理番号も連番で欠番が無いことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間にかかる厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から24年5月1日まで
A株式会社（現在は、B株式会社）C支店で勤務した昭和23年4月1日から24年5月1日までの厚生年金保険被保険者記録が確認できなかった。入社年月日が記載されている同社での社員手帳を提出するので、調査して申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している社員手帳及びB株式会社から提出を受けた退職証明書から、申立人が申立期間において、A株式会社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に資格取得した者が14人確認できるところ、同僚照会に回答のあった複数の元同僚は、「自身の入社日は昭和23年4月1日、資格取得日は24年5月1日である。」旨の供述をしており、ある程度まとまった人数を一度にまとめて手続をとっていたと思われる旨の回答を同社からも得られたことを踏まえると、同社が入社後しばらくしてからまとめて資格取得届出を行っていたことがうかがわれる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和24年5月1日となっていることが確認できる。

さらに、B株式会社へ照会したところ、申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出、保険料の控除、納付等については資料が保存されていないため不明である旨の回答であった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。